

# 上富田町 こども計画

令和8年度～令和12年度



令和8年3月

上富田町



# ■■■ 目 次 ■■■

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景 .....	1
2 国・県の動向 .....	2
3 計画の位置づけと期間 .....	4
4 計画の策定体制 .....	5
<b>第2章 こども・子育てを取り巻く現況</b> .....	<b>6</b>
1 人口・世帯の状況 .....	6
2 子育て家庭の状況 .....	10
3 こども・若者の状況 .....	12
4 こども・若者の生活や意識に関する実態と意向 .....	19
5 関係団体ヒアリング調査 .....	27
6 こども・子育てを取り巻く課題 .....	32
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>34</b>
1 基本理念 .....	34
2 計画の基本的な方針 .....	35
3 計画の基本目標 .....	36
4 施策の体系 .....	37
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>38</b>
1 こどもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実 .....	38
2 ライフステージの各段階における環境の充実 .....	46
3 子育て世帯への支援の充実 .....	54
<b>第5章 子ども・子育て支援事業の展開</b> .....	<b>57</b>
1 教育・保育提供区域の設定 .....	57
2 教育・保育事業の量の見込み・確保方策 .....	57
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策 .....	60
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>69</b>
1 推進体制 .....	69
2 計画の進捗状況の管理・評価 .....	70

<b>資料編</b> .....	<b>71</b>
1 上富田町子ども・子育て会議条例.....	71
2 上富田町子ども・子育て会議 委員名簿.....	72
3 策定経過.....	74

※「こども」の表記については、法律名や事業名、アンケート調査、ヒアリング調査を除き、ひらがな表記に統一しています。

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

わが国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や、平成 24 年に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」で示された取組等が展開されてきました。

さらに、この 3 法に基づいて平成 27 年 4 月から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の量の拡充や質の向上を推進することが求められました。

このような状況の中、上富田町（以下「本町」という。）においても、平成 27 年度に「子ども・子育て支援新制度」への対応として、「次世代育成支援行動計画」を包含する「上富田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全てのこどもと子育て家庭を対象として子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。その後、本町の取組を振り返るとともに、国や県の動向、社会情勢等を踏まえ、令和 2 年度に「第 2 期上富田町子ども・子育て支援事業計画」を、令和 7 年度には「第 3 期上富田町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、令和 6 年の出生数は 68 万人台と過去最低を記録し、本町のみならず全国的な課題となっていることに加えて、複雑化・多様化するこどもや子育て家庭を取り巻く環境への迅速な対応が、行政をはじめとした公的機関の喫緊課題となっています。

こうした中で令和 5 年 4 月 1 日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定され、これは日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指したものとなっています。また、その推進を担う行政機関として、「こども家庭庁」が発足しました。

加えて、同年 12 月 22 日には、同法に基づいてこども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。これは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」の実現を目指すもので、その実現に向けて、自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「上富田町こども計画」（以下「本計画」という。）は、本町の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するために、「第 3 期上富田町子ども・子育て支援事業計画」を内包した計画として策定するものです。また、国から示されているように「市町村における子どもの貧困対策計画」及び「市町村子ども・若者計画」の内容も踏まえつつ、策定します。

## 2 国・県の動向

### (1) 国の動向

#### ① 幼児教育・保育、こども・子育て支援

少子化の急速な進行や子育て家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 24 年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これを基に、平成 27 年4月から子ども・子育て支援新制度が始まりました。

令和5年 12 月には、全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの 100 か月」から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることを目的とした、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定されました。

さらに、令和6年 10 月には、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する旨が盛り込まれた「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が施行されました。

#### ② 若者支援・少子化対策

こども・若者育成支援施策を総合的に推進することを目的として、平成 22 年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行、同年7月に「子ども・若者ビジョン」が策定されました。平成 28 年2月には「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

その後もこども・若者を取り巻く状況は大きく変化し、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況がさらに深刻さを増す中で、令和3年4月に第3次となる大綱が策定されました。令和5年 12 月には、「子供・若者育成支援推進大綱」は「こども大綱」へと一元化されました。

#### ③ こどもの貧困対策

こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成 26 年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、こどもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方針等が示されました。

さらなる取組の充実を図るべく、令和元年6月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正により、市町村においても計画策定が努力義務となりました。

令和元年 11 月には法改正を踏まえた新たな大綱が策定され、分野横断的な基本方針として、親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築や、支援が届いていない又は届きにくいこども・家庭に配慮して対策を推進すること等が明記されました。

その後、令和5年 12 月には、「子供の貧困対策に関する大綱」は「こども大綱」へと一元化されました。

なお、令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められました。

## ④学校教育・学童期

---

令和5年6月に、2040年以降の社会を見据え、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という基本方針に掲げた「第4期教育振興基本計画」が策定されました。こどもの健やかな成長に向けては、「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策の両者が、それぞれの目的を追求する中で、専門性を高めつつ緊密に連携することが重要であり、教育振興基本計画の推進にあたっては、こども大綱に基づくこども施策と相互に連携を図りながら取り組む必要があることが明記されています。

平成30年9月に、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。このプランは、令和5年度末で計画期間が終了となりましたが、その理念や掲げた目標等を踏まえつつ、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5・6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」がとりまとめられました。

## ⑤こどもの権利

---

平成元年に、こども(18歳未満の人)が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にした「子どもの権利条約」が国連総会によって採択されました。日本は、平成6年に批准しています。

令和4年6月に、日本国憲法及び子どもの権利条約に則り、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が成立し、令和5年4月に施行されました。

全てのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、差別的扱いを受けないようにすること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること等が基本理念として掲げられています。

これらの基本理念に則り、こども・若者施策を総合的に推進するため、令和5年12月に、「こども大綱」が定められました。

## (2) 県の動向

和歌山県では、これまで、子ども・子育て支援法第62条の規定に基づく子ども・子育て支援事業支援計画として、「紀州っ子健やかプラン」を策定し、各施策を推進していました。

こども基本法第9条に基づき令和5年12月22日に「こども大綱」が閣議決定されたことを受け、こどもまんなか社会の実現に向け、総合的かつ一体的にこども施策を強力に進めるため、従前からのこどもに関する5つの計画、「紀州っ子健やかプラン」、「子供・若者計画」、「子供の貧困対策推進計画」、「子ども虐待防止基本計画」、「社会的養育推進計画」を一元化し、こども施策に関する基本的な方針や取組の方向性等を定めた「和歌山県こども計画」を令和7年3月に策定しました。

### 3 計画の位置づけと期間

#### (1) 法的位置づけ

「こども計画」とは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会(ウェルビーイング)を実現していくための計画であり、「第3期上富田町子ども・子育て支援事業計画」に位置づけた「市町村次世代育成支援行動計画」「放課後児童対策パッケージ」に加え、新たに「市町村子ども・若者計画」「市町村におけるこどもの貧困対策推進計画」のほか、「少子化に対処するための施策」を包含した計画です。なお、計画の策定にあたっては、国から示される「こども大綱」及び「こども計画策定ガイドライン」を勘案します。

#### ■包含する計画と根拠法

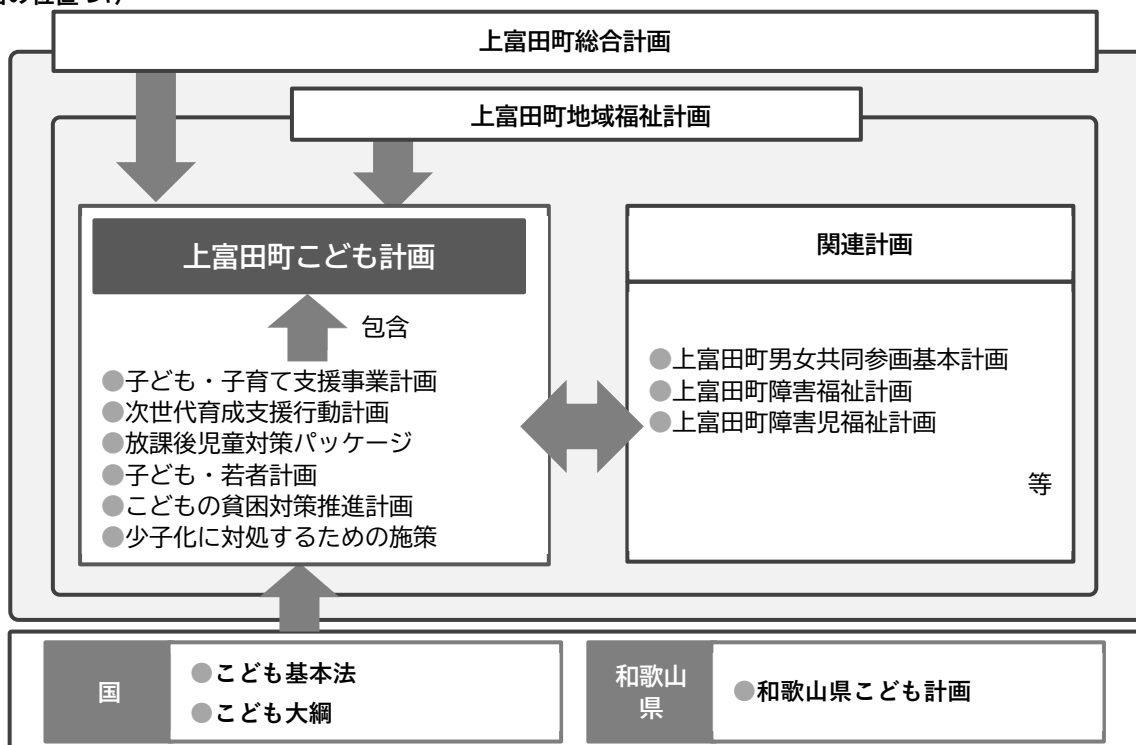
- ① 市町村こども計画（こども基本法第10条第2項に規定）
- ② 市町村次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法第8条に規定)
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第61条に規定)
- ④ 市町村子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定)
- ⑤ 市町村におけるこどもの貧困対策推進計画(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定)

#### (2) 市内の計画における位置づけと計画期間

「こども計画」は、町の「総合計画」に基づく児童福祉・教育分野の個別計画であり、こども・若者に係る総合的な計画でもあります。また、福祉分野の上位計画である「地域福祉計画」や、「男女共同参画基本計画」等ほかの部門別計画との整合を図りながら策定します。

なお、本計画は、本計画の基本となる「こども大綱」が5年程度で見直しを行うことを受け、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

#### ■計画の位置づけ

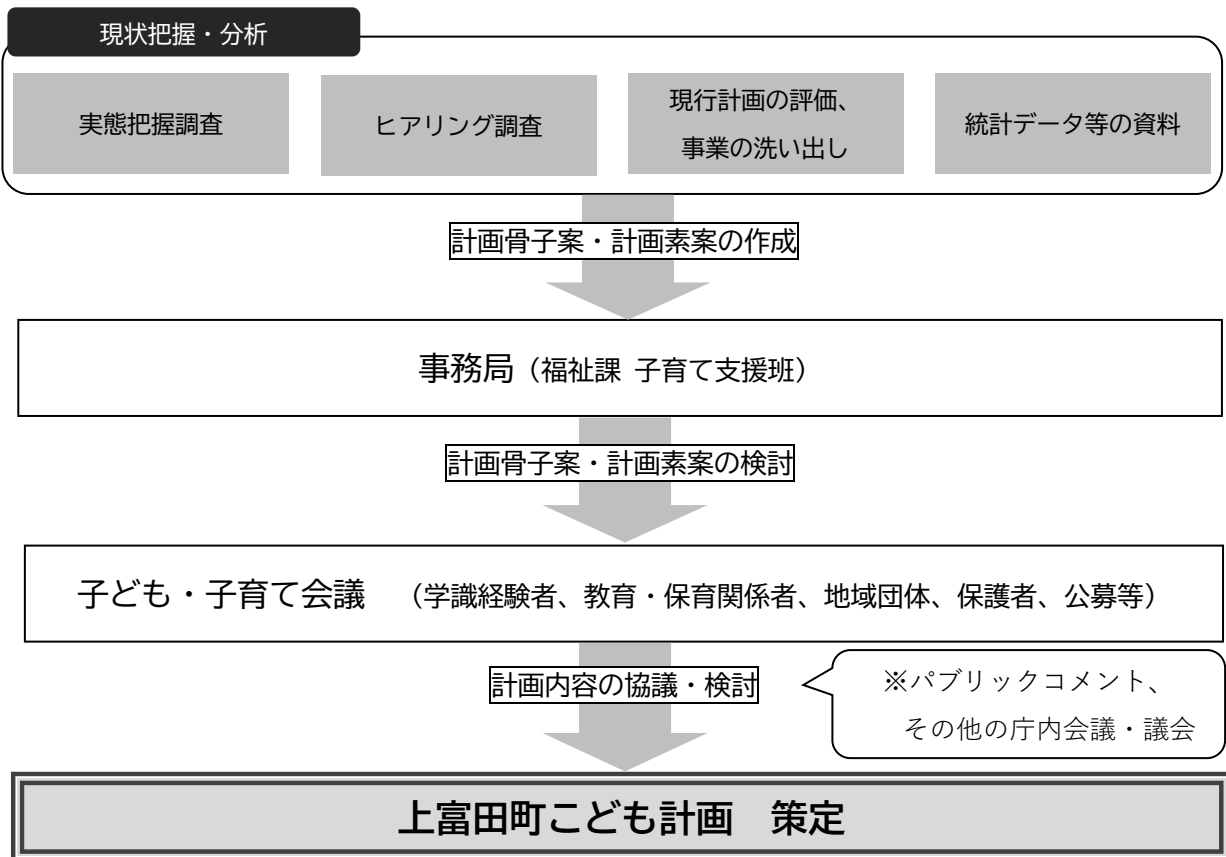


■各行政計画等の計画期間

計画の名称		年度	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)
総合計画	基本構想	(令和3年度～) <第5次>					
	基本計画	<後期>					
地域福祉計画		<第3次>					
こども計画		<b>本計画</b>					
男女共同参画基本計画		<第3次>					
障害福祉計画		<第7期>	<第8期>			<第9期>	
障害児福祉計画		<第3期>	<第4期>			<第5期>	

## 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、以下の体制により、現状把握及び課題の抽出と計画内容の協議を進めます。



## 第2章 こども・子育てを取り巻く現況

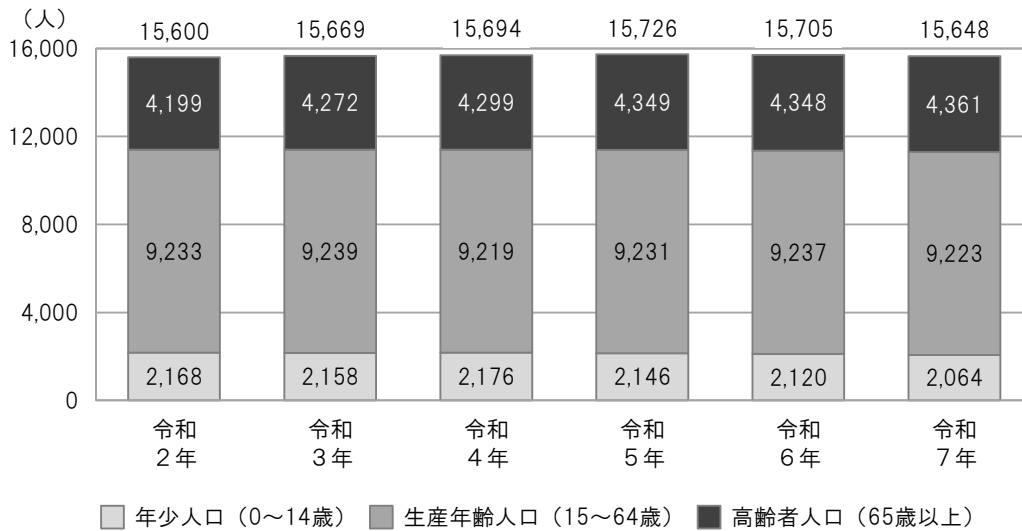
### 1 人口・世帯の状況

#### (1) 人口の推移・推計

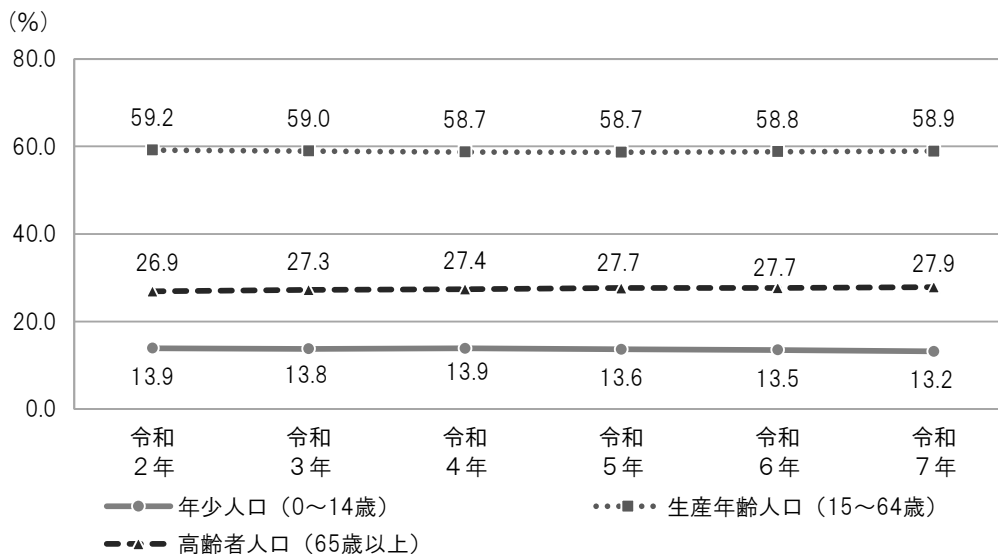
本町の総人口については令和5年までは微増傾向にありましたが、その後若干減少しています。

また、年齢3区分別にみると、年少人口(0～14歳)は令和4年まではほぼ横ばいでしたが、令和5年から微減傾向に転じています。生産年齢人口(15～64歳)は令和4年まで微減傾向でしたが、令和5年からは微減微増を繰り返し、高齢者人口(65歳以上)は微増傾向にあります。

#### ■年齢3区分別人口の推移



#### ■年齢3区分別人口割合の推移

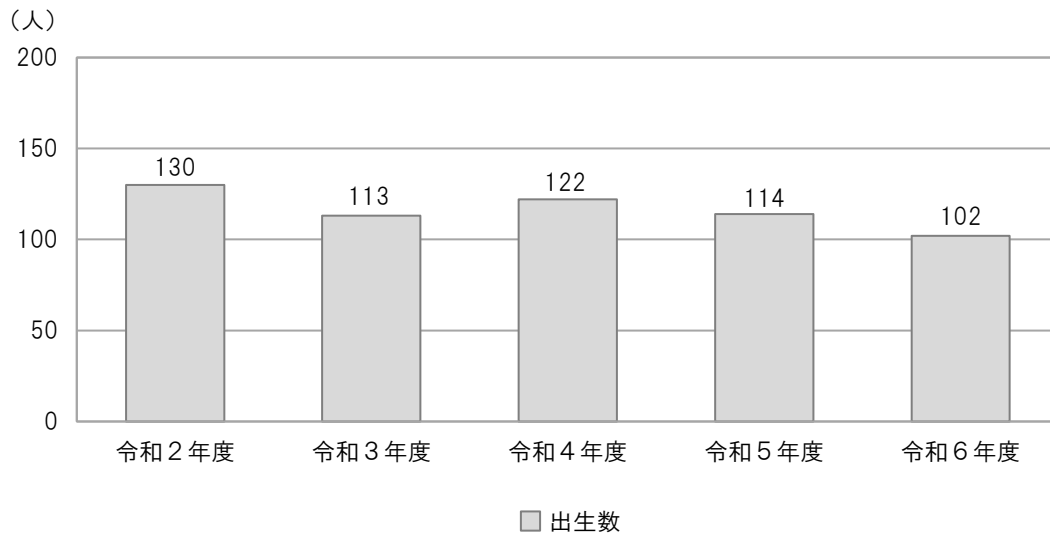


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## (2) 出生数の推移

出生数については、年によって増減していますが、令和5年度から微減傾向にあり、令和6年度は 102 人となっています。

### ■出生数の推移



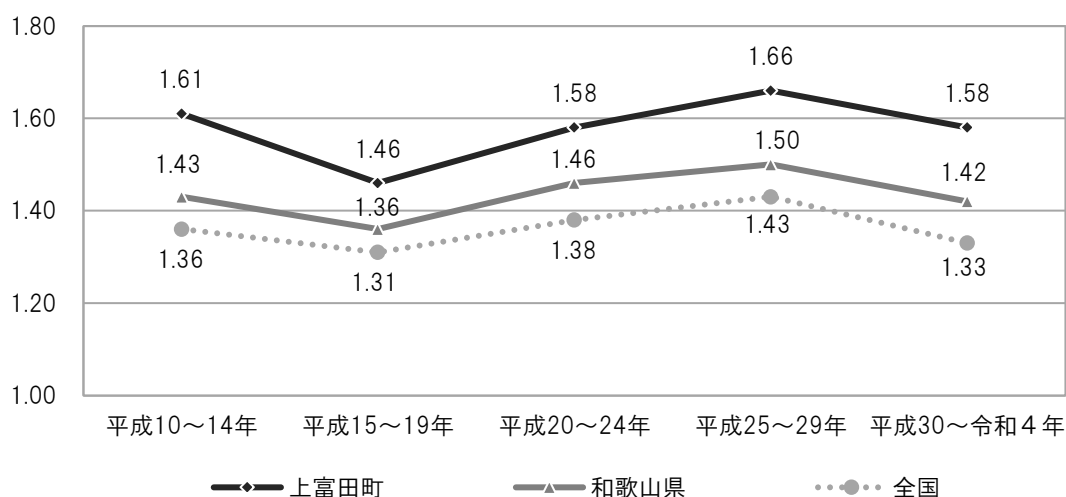
資料：住民基本台帳における各年度中の出生数

## (3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率については、平成20～24年から増加傾向にありましたが、平成30～令和4年は再び減少に転じています。

県、全国と比べると、いずれの年も本町が高い数値となっています。

### ■合計特殊出生率の推移



資料：人口動態保健所・市区町村別統計（ベイズ推計）

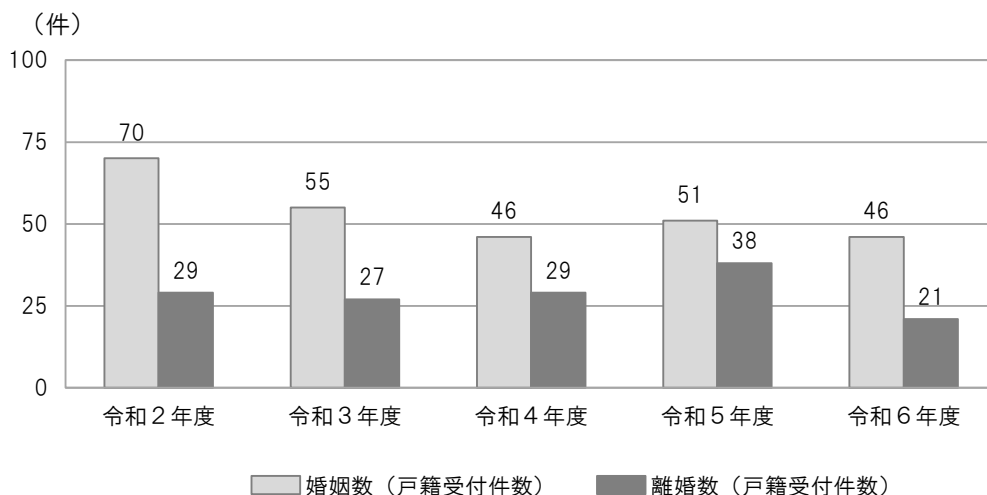
※合計特殊出生率：一人の女性が一生に産むこどもの人数の平均

#### (4) 婚姻等の状況

婚姻数については、年によって増減しており、令和6年度は46件となっています。

離婚数については、令和4年度までは27～29件前後で推移し、令和5年度は若干増加したものの、令和6年度では減少し、21件となっています。

##### ■婚姻数・離婚数の推移



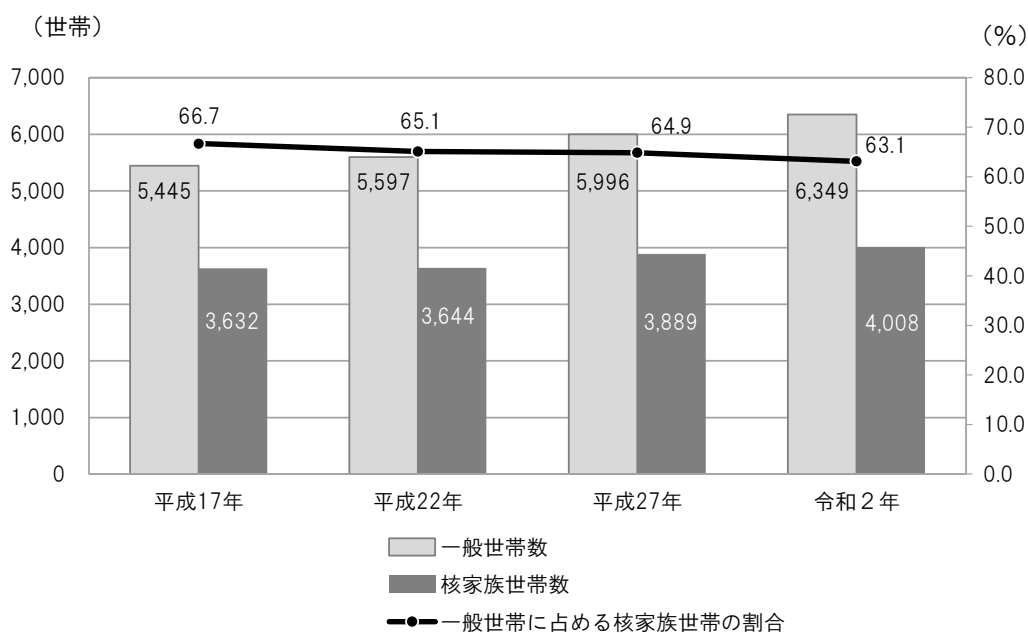
資料：住民基本台帳における年度中の受付件数

#### (5) 世帯数の推移

一般世帯数及び核家族世帯数については増加傾向となっています。

一般世帯に占める核家族世帯の割合は減少傾向にあるものの、その割合は、60%を超えています。

##### ■一般・核家族世帯数及び一般世帯に占める核家族世帯の割合の推移

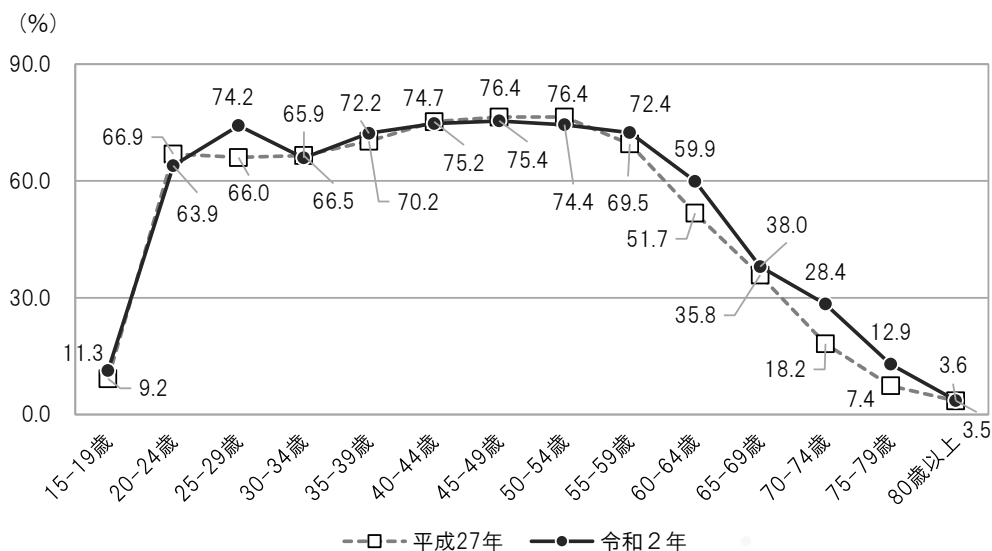


資料：国勢調査

## (6) 女性の就業率

女性の年齢別就業率については、平成27年と令和2年の推移をみると、25～29歳の層と50代後半以降の層の就業率が高くなっていますが、全体的には、結婚・出産の時期に退職して、育児が落ち着いた時期に復帰するといった、いわゆるM字カーブは緩和していることがうかがえます。

### ■女性の年齢別就業率



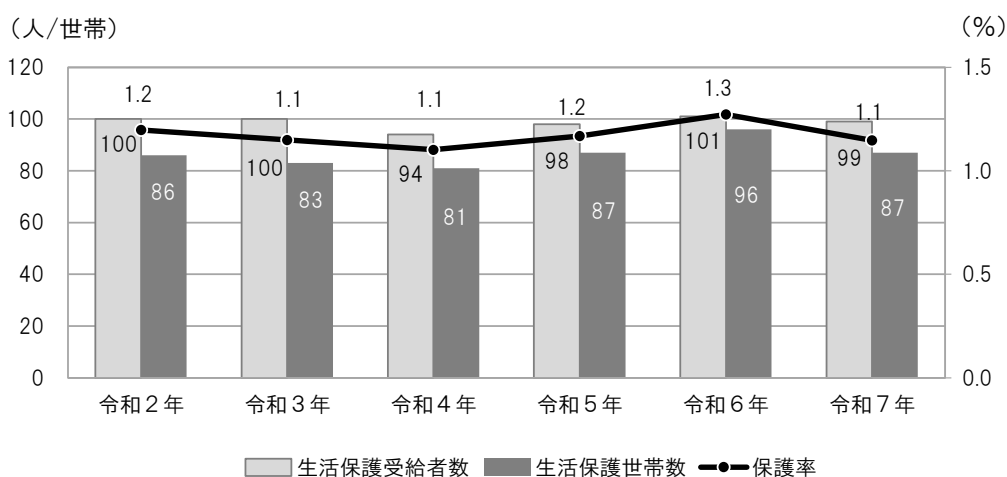
資料：国勢調査

## (7) 生活保護受給者・世帯数の推移

本町の生活保護受給者及び受給世帯については、どちらも年によって微減、微増を繰り返す傾向にあり、生活保護受給者数は90～100人前後、生活保護世帯数は81～96世帯で推移しています。

また、保護率については、1.1%から1.3%の間で推移しています。

### ■生活保護受給者・世帯・保護率の推移



資料：福祉課  
※年度平均値

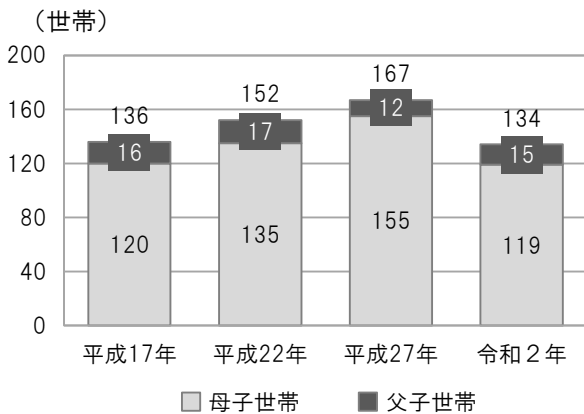
## 2 子育て家庭の状況

### (1) ひとり親世帯の推移

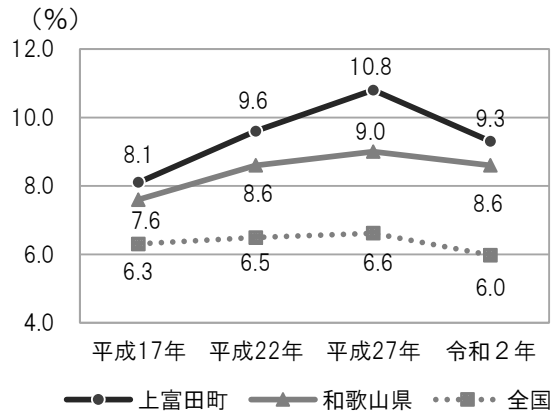
ひとり親世帯については、平成 27 年まで増加していたものの、令和2年に大きく減少し、134 世帯となっています。内訳をみると、父子世帯は 10 世帯台で推移しています。また、母子世帯は平成 27 年までは増加傾向にあるものの、令和2年に大きく減少しています。

ひとり親世帯の割合については、県、全国と比べると、いずれの年も本町が高い数値となっています。

■ひとり親世帯の推移



■ひとり親世帯割合の推移



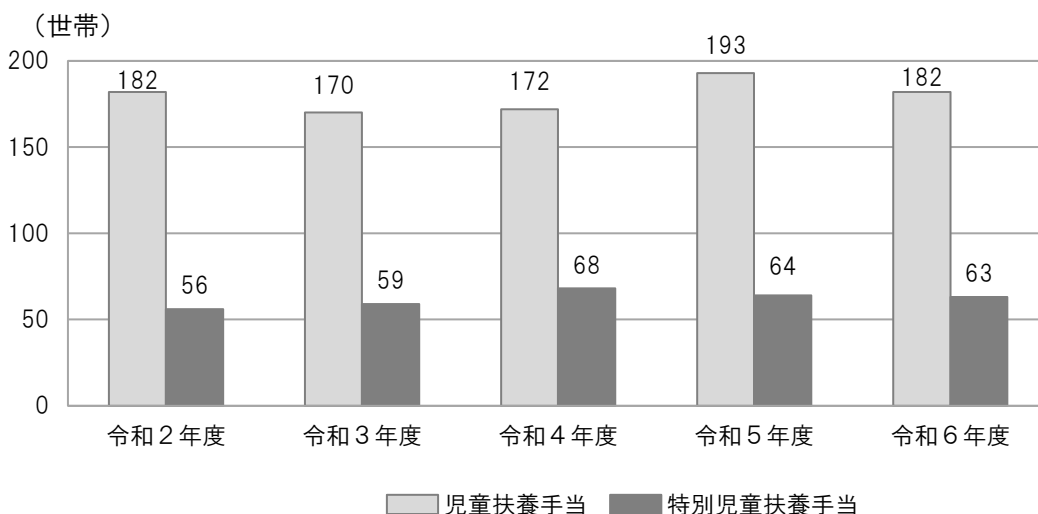
資料：国勢調査

### (2) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当受給世帯の推移

児童扶養手当の受給世帯については、年によって増減しており、令和6年度は 182 世帯となっています。

一方、特別児童扶養手当の受給世帯は令和4年度までは微増傾向にあったものの、令和5年度からは微減傾向に転じ、令和6年度は 63 世帯となっています。

■児童扶養手当及び特別児童扶養手当受給世帯の推移

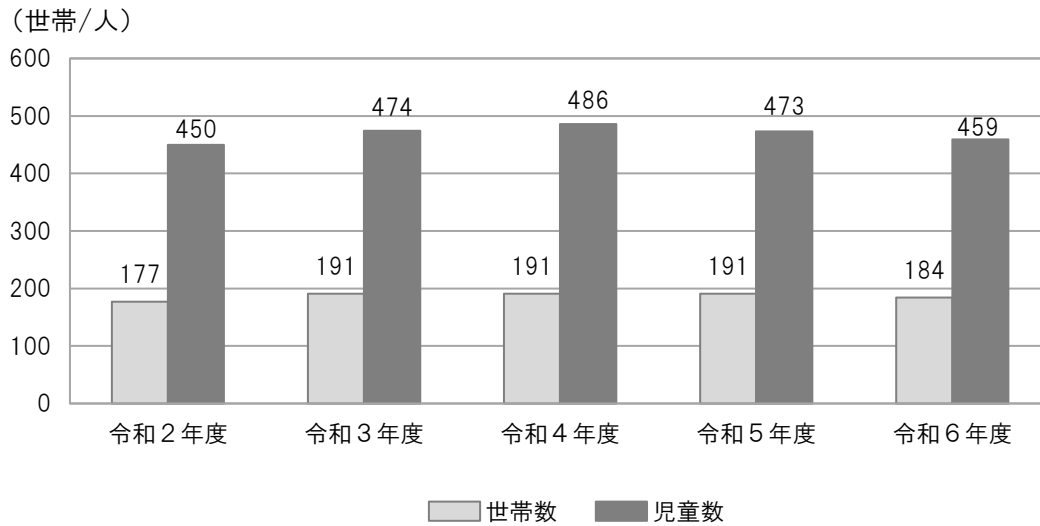


資料：福祉課

### (3) 母子・父子家庭医療費助成世帯・児童の推移

母子・父子家庭医療費助成世帯・児童については、世帯数はほぼ横ばいで推移しており、児童数は令和4年度までは増加傾向にあったものの、令和5年度からは減少傾向に転じ、令和6年度はそれぞれ184世帯、459人となっています。

#### ■母子・父子家庭医療費助成世帯・児童の推移



資料：福祉課

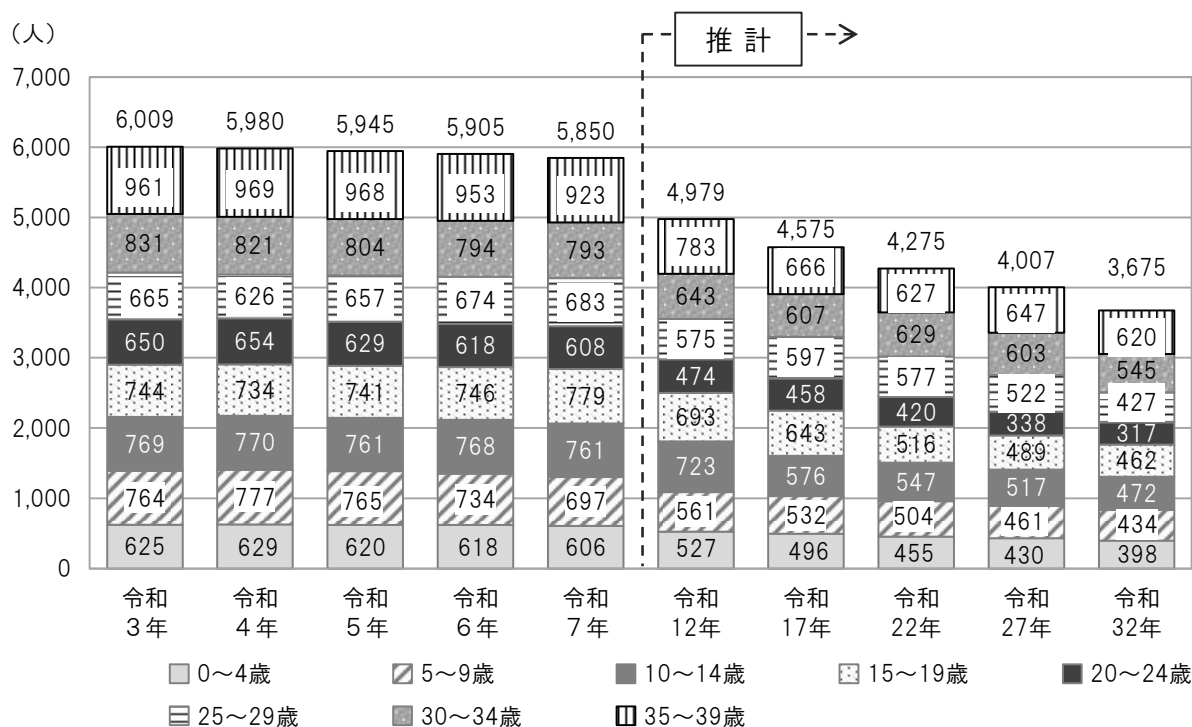
### 3 こども・若者の状況

#### (1) こども・若者人口の推移・推計

こども・若者人口については微減傾向にあり、令和7年は5,850人となっています。

また、令和12年には5,000人を割り、令和32年には総人口12,595人の約30%となることが見込まれています。

#### ■こども・若者人口の推移・推計

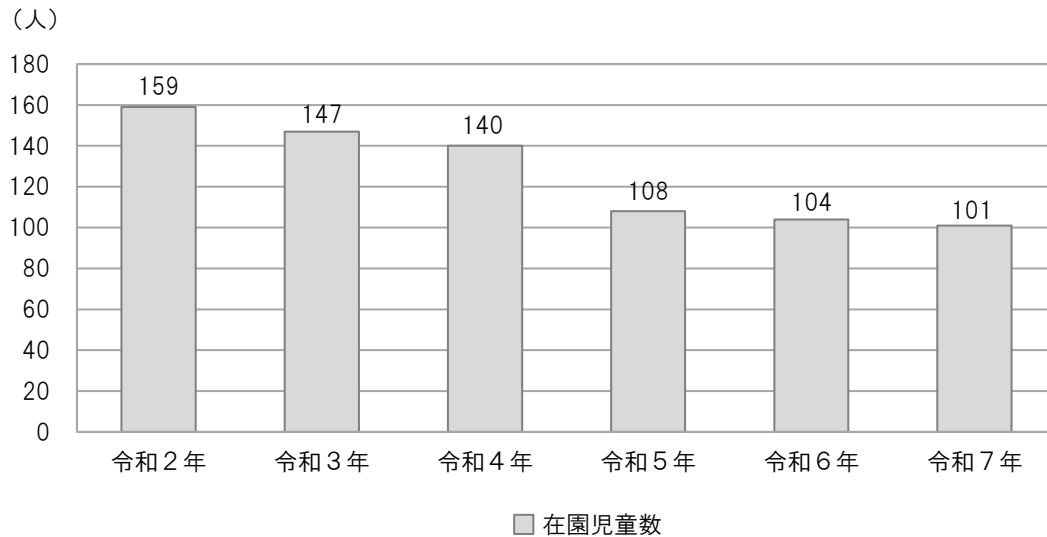


資料：実績は住民基本台帳（各年10月1日現在）、  
 推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」  
 ※こども・若者人口：40歳未満の人口

## (2) 幼稚園の推移

本町の幼稚園は私立幼稚園が1園で、在籍児童数については令和3年以降減少傾向にあり、令和7年4月1日現在、101人となっています。

### ■幼稚園の在園児童数の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

※在籍児童数は、町内に住所があり、私立幼稚園に入園している児童数

## (3) 認定こども園の推移

本町の認定こども園は、令和6年4月に開園した私立の認定こども園が1園となっており、令和7年4月1日現在、在園児童数が193人となっています。

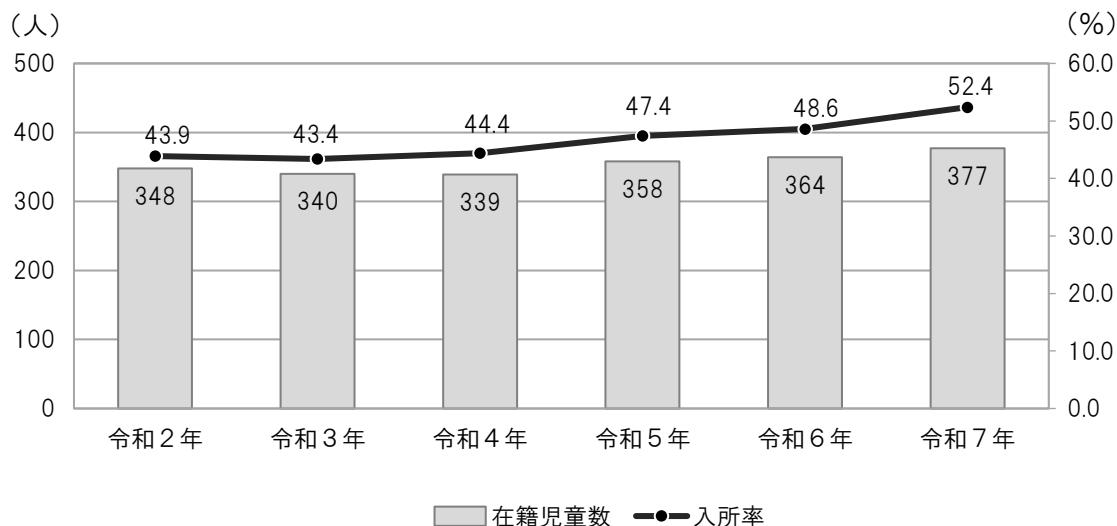
	令和6年	令和7年
在園児童数（人）	200	193

資料：福祉課（各年4月1日現在）

#### (4) 保育所の推移

本町の認可保育所は公立保育所が1園、小規模保育事業所が1園で、在籍児童数については令和5年以降、年々増加傾向となっています。また、入所率(在籍児童数÷0～5歳人口で算出)については、令和4年以降上昇傾向となっています。

##### ■保育所の在籍児童数・入所率の推移



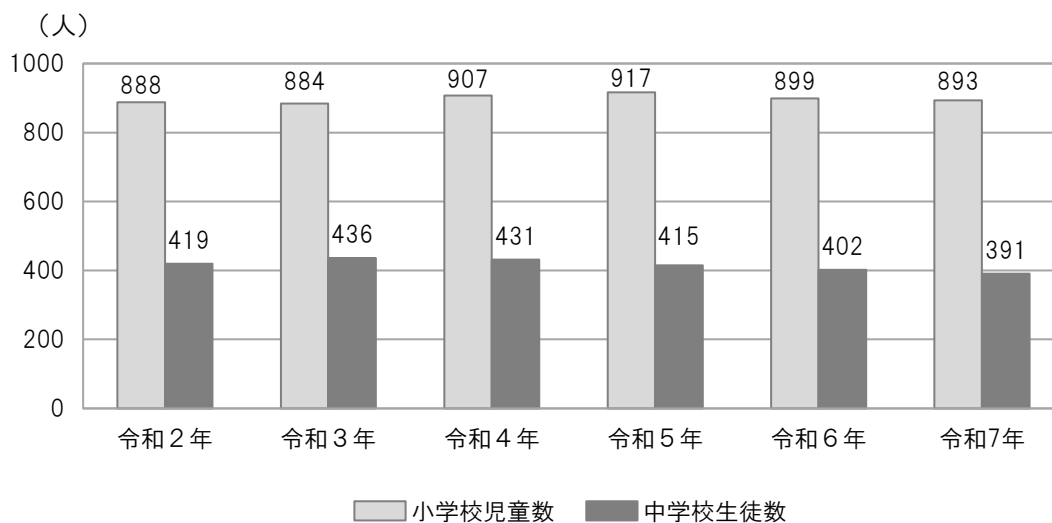
資料：福祉課（各年4月1日現在）

※在籍児童数には町外の認可保育所等に入所している児童数も含む

#### (5) 児童・生徒数の推移

児童・生徒数については、小学校児童数は令和6年以降、中学校生徒数は令和4年以降減少傾向にあり、令和7年4月1日現在、それぞれ893人、391人となっています。

##### ■児童・生徒数の推移

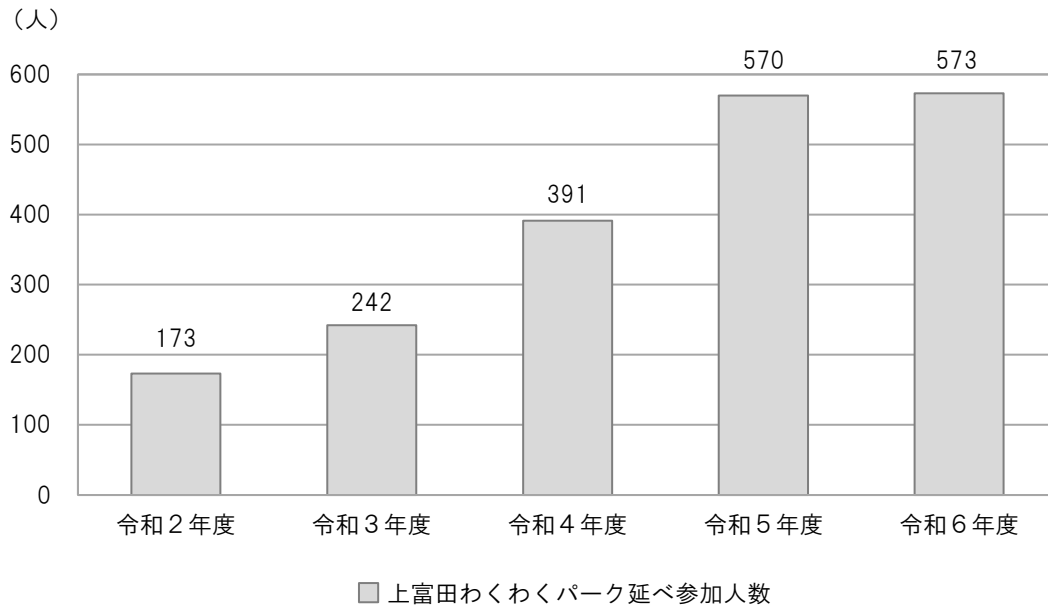


資料：教育委員会（各年4月1日現在）

## (6) 児童館の状況

本町の児童館は1か所で、児童館で実施されている上富田わくわくパークの延べ参加人数は、令和2年度以降増加傾向にあり、令和6年度は573人と、令和2年度の約3倍となっています。

### ■児童館の状況



資料：放課後子ども教室事業実績報告

## (7) 待機児童数の状況

待機児童数については、令和2年度から令和6年度までの間は、ありませんでしたが、令和7年度に、0歳児で2人の待機児童が発生しています。

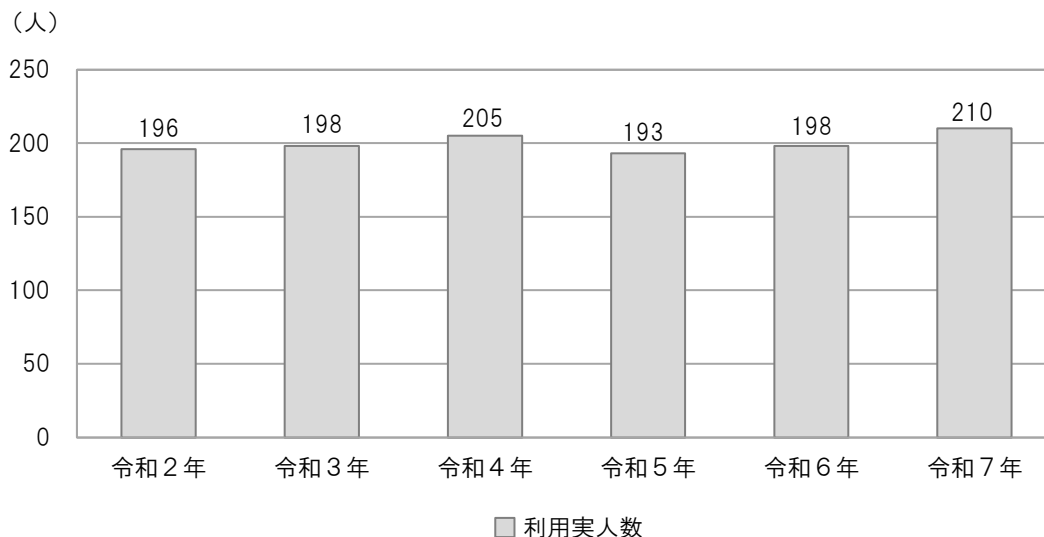
年度	定員 (人)	待機児童数 (人)					合計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	
令和2年度	447	0	0	0	0	0	0
令和3年度	415	0	0	0	0	0	0
令和4年度	422	0	0	0	0	0	0
令和5年度	404	0	0	0	0	0	0
令和6年度	396	0	0	0	0	0	0
令和7年度	396	2	0	0	0	0	2

資料：保育所等利用待機児童数調査

## (8) 学童保育の状況

学童保育の利用実人数については、令和6年以降増加傾向にあり、令和7年は210人となっています。

### ■学童保育の利用状況の推移

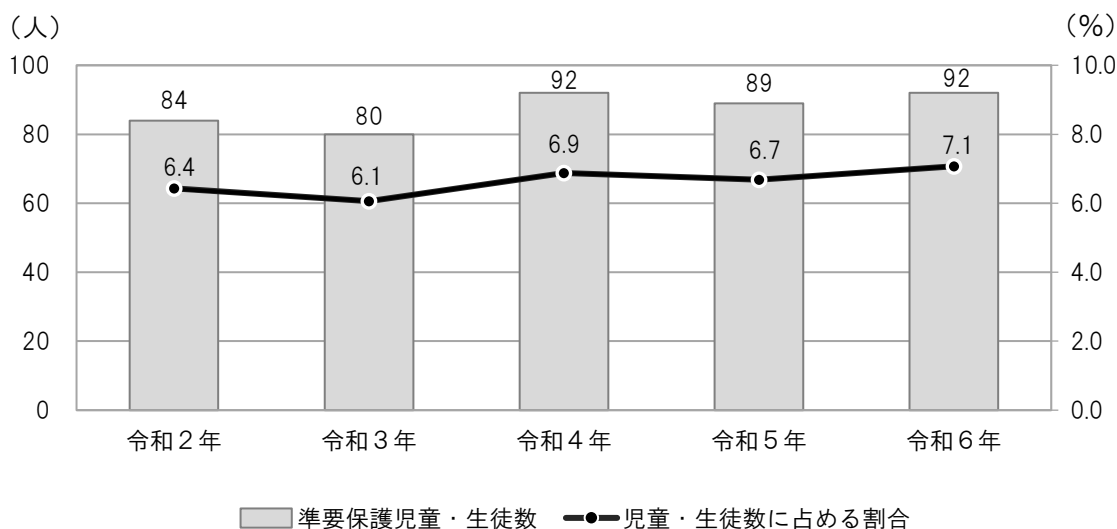


資料：学童保育所運営実績報告書

## (9) 準要保護児童・生徒数の推移

準要保護児童・生徒数については、年によって増減があるものの、ほぼ横ばいで推移し、令和6年は92人となっています。全児童・生徒に占める割合も同様の傾向となっており、概ね6～7%で推移しています。

### ■準要保護児童・生徒数・割合の推移



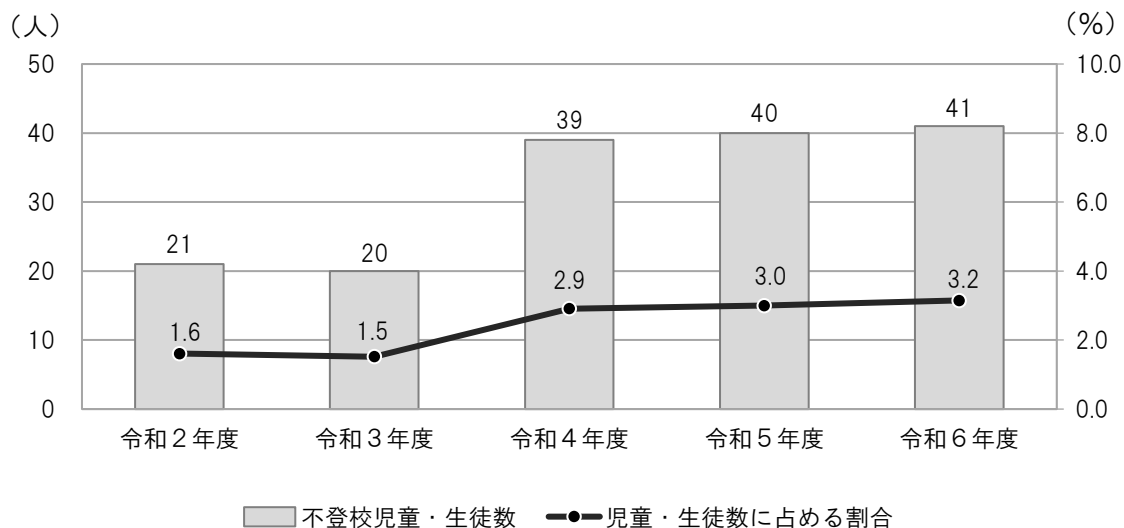
資料：教育委員会（各年4月1日現在）

※準要保護児童・生徒：生活保護世帯に準ずる経済的に厳しい世帯の児童・生徒

## (10) 不登校児童・生徒数の推移

不登校児童・生徒数については、令和4年度以降増加傾向にあり、全児童・生徒に占める割合も同様の傾向で推移しています。

### ■不登校児童・生徒数・割合の推移

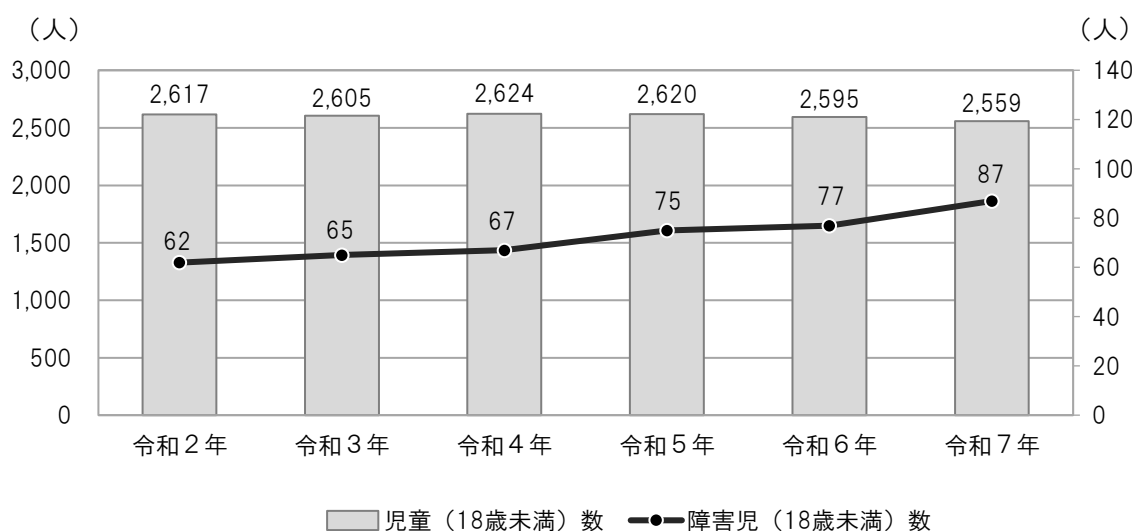


資料：教育委員会

## (11) 障害児数の推移

児童(18歳未満)数は、増減がありながらも微減で推移し、障害児(18歳未満)数については令和2年以降増加傾向となっています。

### ■児童数及び障害児数の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

## (12) 児童虐待の推移

児童虐待の件数については、令和5年度まで増加傾向となっていました。令和6年度は減少し、23件となっています。

内訳をみると、種類別では「心理的」、年齢別では「小学生」が最も多くなっています。

### ■児童虐待の種類別の推移

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体的	3	4	2	11	4
性的	2	0	2	0	1
心理的	11	10	9	16	12
ネグレクト（育児放棄）	0	2	4	7	6
合計	16	16	17	34	23

資料：福祉課

### ■児童虐待の年齢別の推移

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～3歳	5	8	6
4歳～就学前児童	2	4	2
小学生	5	15	10
中学生	3	4	4
高校生・その他	2	3	1
合計	17	34	23

資料：福祉課

## (13) スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの状況

令和7年4月1日現在、スクールソーシャルワーカーは1名、スクールカウンセラーは2名配置しています。

### ■スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの状況

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
スクールソーシャルワーカー	1	1	1	1	1	1
スクールカウンセラー	3	4	3	3	2	2

資料：教育委員会（各年4月1日現在）

## 4 こども・若者の生活や意識に関する実態と意向

### (1) 実施目的

本調査は、本町のこども・若者を取り巻く現状や今後必要となる取組、行政のサービスへの要望・意見、ニーズを把握し、令和8年度～令和12年度を計画期間とする「上富田町こども計画」策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

### (2) 調査設計

項目	こども・若者の生活や意識に関する調査
調査対象者	町内在住の19歳～34歳の方
調査期間	令和7年8月25日(月)～9月10日(水)
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式及びQRコードを使用したWEB調査
配布件数	2,197件
回収件数	529件(24.1%)

### (3) 調査結果の見方

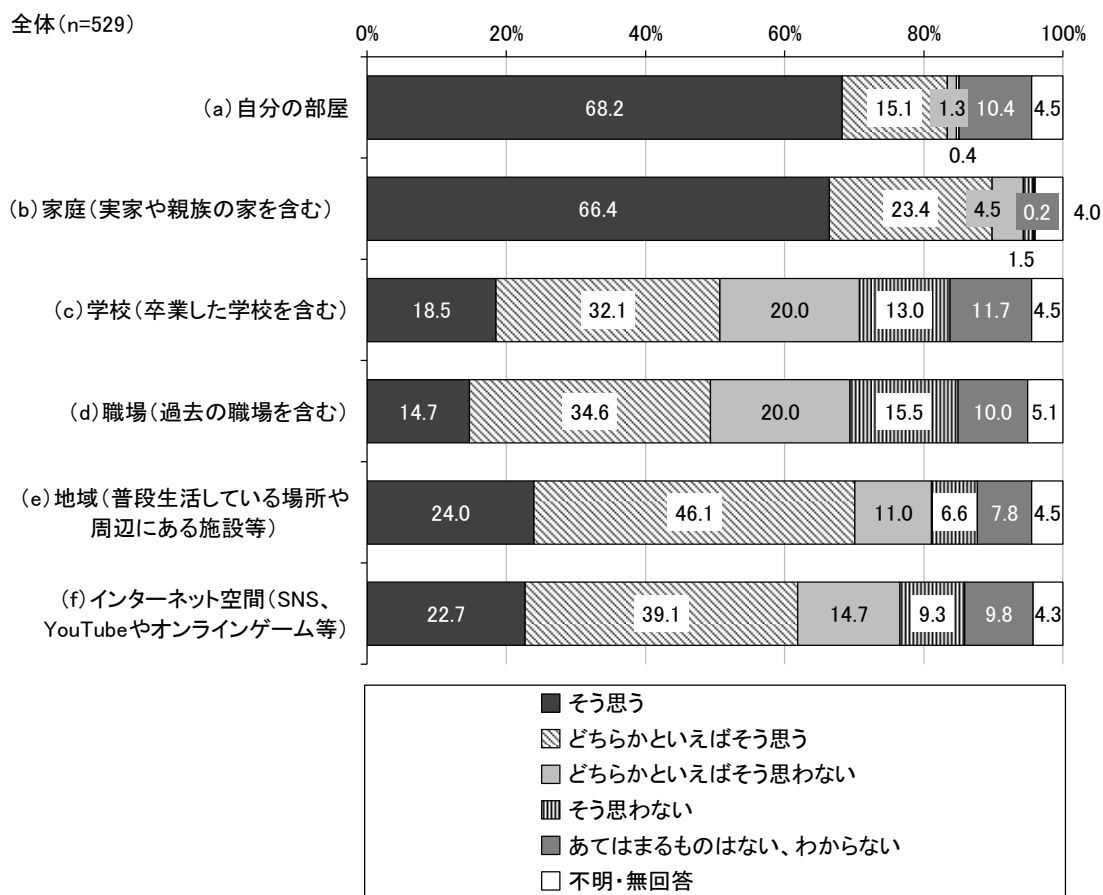
- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本資料内の分析文、グラフにおいても反映しています。
- ◇複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

## (4) こども・若者の生活や意識に関する調査結果概要

### ①生活・居場所について

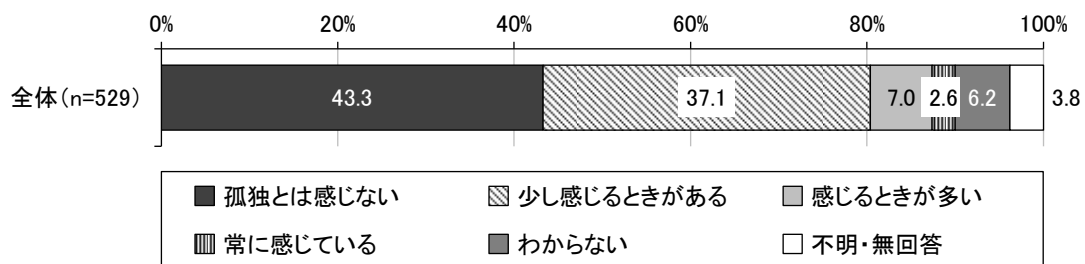
ア) 次の場所は、今のあなたにとって居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所等）になっていますか。（(a)～(f)のそれぞれについて、あてはまるもの1つに○）

居場所についてみると、[(a) 自分の部屋] [(b) 家庭（実家や親族の家を含む）] では「そう思う」、その他の項目では「どちらかといえばそう思う」が最も高くなっています。また、『思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計）では、[(b) 家庭（実家や親族の家を含む）] で約9割、[(a) 自分の部屋] で約8割、[(e) 地域（普段生活している場所や周辺にある施設等）] で約7割、[(f) インターネット空間（SNS、YouTubeやオンラインゲーム等）] で約6割となっているのに対して、[(c) 学校（卒業した学校を含む）]、[(d) 職場（過去の職場を含む）] で約5割とやや低くなっています。



イ) あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。(1つに○)

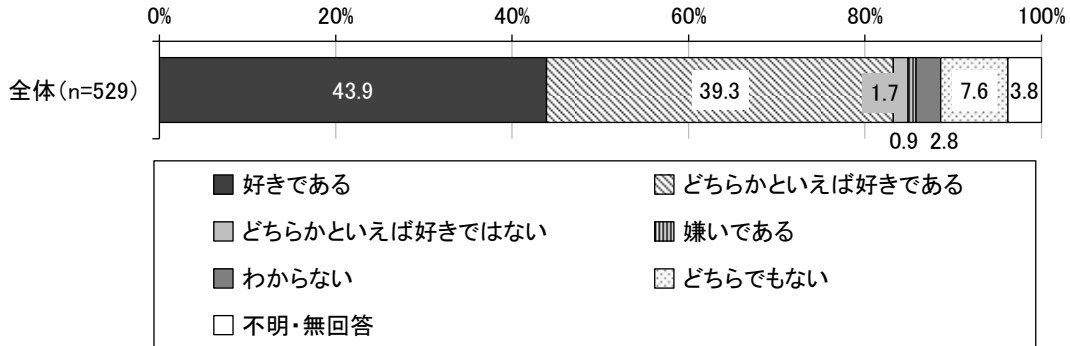
孤独感についてみると、「孤独とは感じない」が43.3%と最も高く、次いで「少し感じる時がある」が37.1%、「感じる時が多い」が7.0%となっています。



## ②地域社会との関わりについて

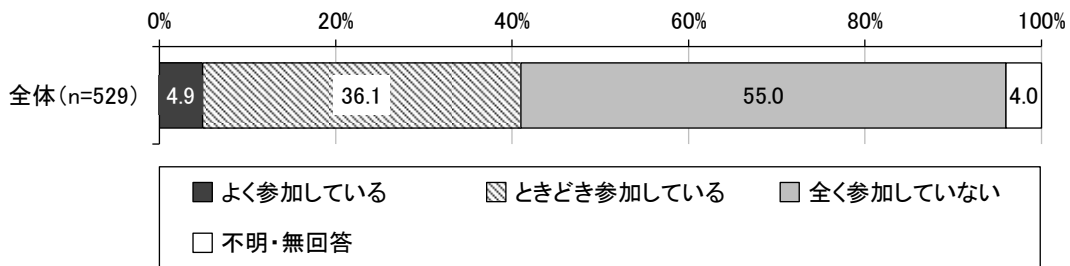
ア) あなたは、上富田町が好きですか。(1つに○)

町の好感度についてみると、「好きである」が43.9%と最も高く、次いで「どちらかといえば好きである」が39.3%、「どちらでもない」が7.6%となっています。



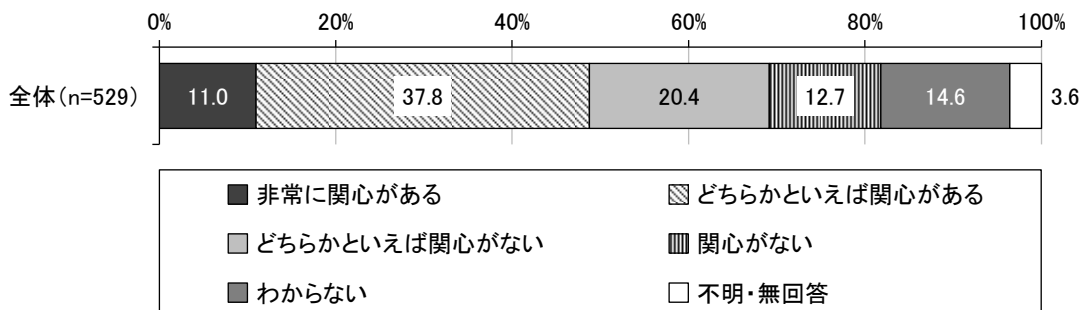
イ) あなたは、地域の活動や行事にどの程度参加していますか。(1つに○)

地域の活動や行事への参加度についてみると、「全く参加していない」が55.0%と最も高く、次いで「ときどき参加している」が36.1%、「よく参加している」が4.9%となっています。



ウ) あなたは、今の上富田町の行政にどのくらい関心がありますか。(1つに○)

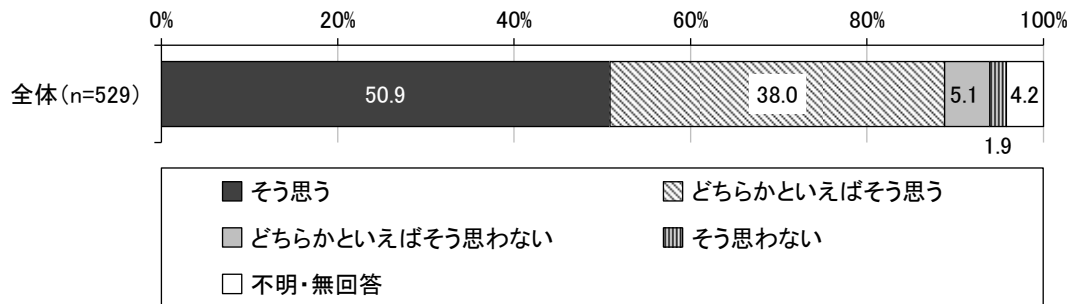
行政への関心度についてみると、「どちらかといえば関心がある」が37.8%と最も高く、次いで「どちらかといえば関心がない」が20.4%、「わからない」が14.6%となっています。



### ③自己認識・価値観について

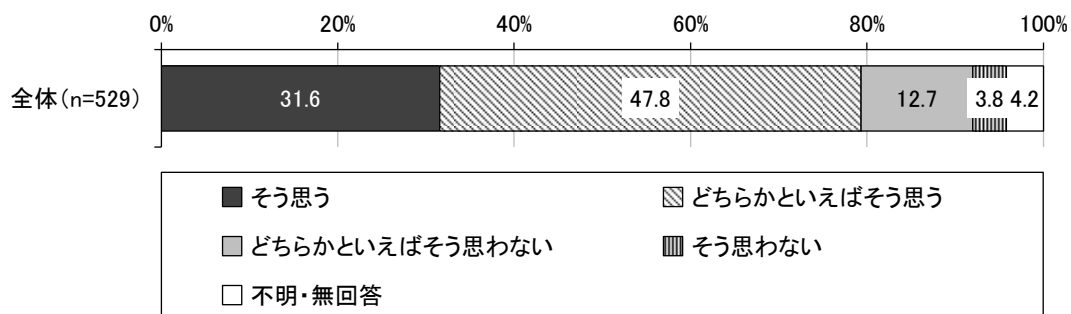
ア) あなたは、今、自分が幸せだと思いますか。(1つに○)

幸福度についてみると、「そう思う」が50.9%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が38.0%、「どちらかといえばそう思わない」が5.1%となっています。



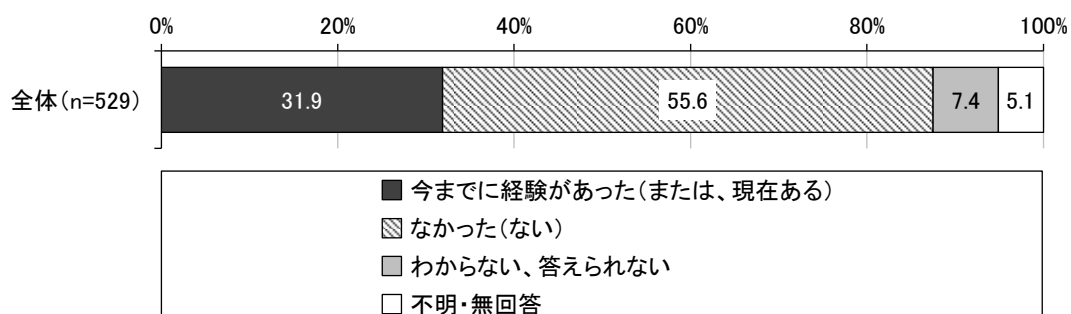
イ) あなたは、「社会のために役立つことをしたい」と思いますか。(1つに○)

社会貢献への意向についてみると、「どちらかといえばそう思う」が47.8%と最も高く、次いで「そう思う」が31.6%、「どちらかといえばそう思わない」が12.7%となっています。



ウ) あなたは、今までに、学校生活や社会生活、日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。または、現在、学校生活や社会生活、日常生活を円滑に送れていない状況がありますか。(1つに○)

日常生活を円滑に送ることができなかった経験(状況)についてみると、「なかった(ない)」が55.6%と最も高く、次いで「今までに経験があった(または、現在ある)」が31.9%、「わからない、答えられない」が7.4%となっています。



エ) あなた自身について、次のことがどのくらいあてはまりますか。(1つに○)

自己認識についてみると、〔(c) 自分の親から愛されていると思う〕では「あてはまる」、〔(a) 自分の将来に明るい希望があると思う〕〔(b) 今の自分が好きだ〕〔(d) うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む〕〔(e) 自分は社会や地域の役に立っていると感じる〕では「どちらかといえばあてはまる」、〔(f) 自分の考えや意見を社会に発信したいと思う〕では「どちらかといえばあてはまらない」が最も高くなっています。

また、『あてはまる』（「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の計）では〔(c) 自分の親から愛されていると思う〕で約9割、〔(a) 自分の将来に明るい希望があると思う〕で約7割、〔(b) 今の自分が好きだ〕〔(d) うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む〕で6割台となっているのに対して、〔(e) 自分は社会や地域の役に立っていると感じる〕で5割台、〔(f) 自分の考えや意見を社会に発信したいと思う〕で3割台とやや低くなっています。

	n	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない	不明・無回答
(a) 自分の将来に明るい希望があると思う	529	29.5	42.3	17.4	6.2	4.5
(b) 今の自分が好きだ	529	23.8	43.7	20.6	7.4	4.5
(c) 自分の親から愛されていると思う	529	63.5	26.8	3.6	1.5	4.5
(d) うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む	529	21.2	45.7	22.9	5.7	4.5
(e) 自分は社会や地域の役に立っていると感じる	529	13.6	38.9	30.1	12.9	4.5
(f) 自分の考えや意見を社会に発信したいと思う	529	9.6	25.0	39.1	21.6	4.7

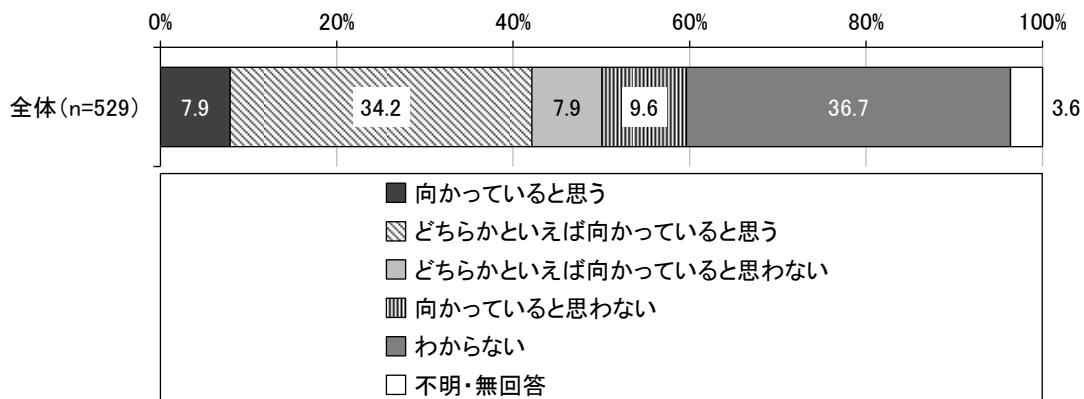
#### ④子ども・若者の権利の保障について

ア) あなたは、上富田町において、「子どもまんなか社会」※の実現に向かっていていると思いますか。  
(1つに○)

※「子どもまんなか社会」

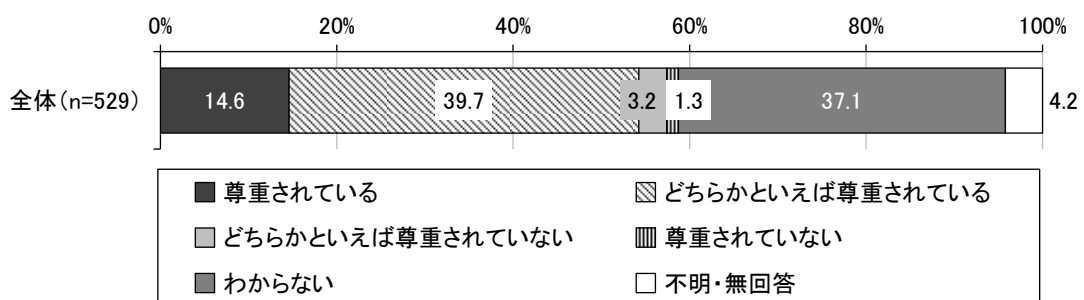
子どもまんなか社会とは、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国の社会の真ん中に据えることで、全ての子ども・若者が身体的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

「子どもまんなか社会」の実現についてみると、「わからない」が36.7%と最も高く、次いで「どちらかといえば向かっていると思う」が34.2%、「向かっていると思わない」が9.6%となっています。



イ) あなたは、上富田町において、子どもの権利が十分に尊重されていると思いますか。(1つに○)

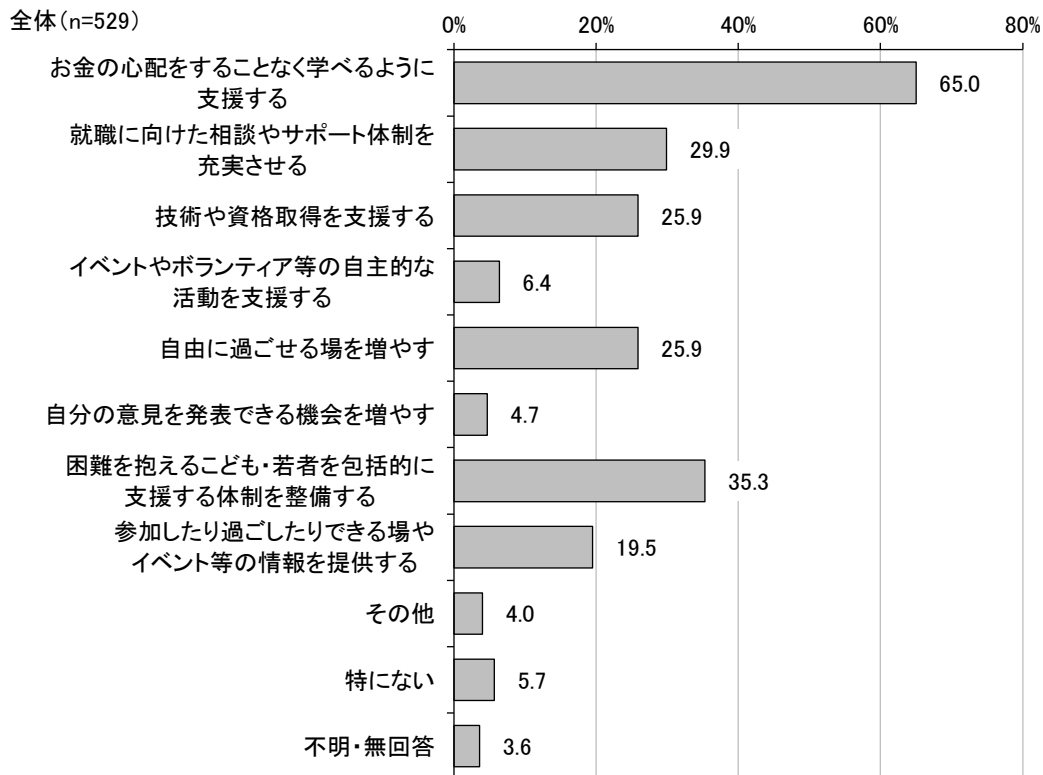
子どもの権利の尊重についてみると、「どちらかといえば尊重されている」が39.7%と最も高く、次いで「わからない」が37.1%、「尊重されている」が14.6%となっています。



## ⑤町の取組について

ア) あなたは、子ども・若者のために、上富田町にこれから必要な取組は何だと思えますか。(〇は3つまで)

上富田町にこれから必要な取組についてみると、「お金の心配をすることなく学べるように支援する」が65.0%と最も高く、次いで「困難を抱える子ども・若者を包括的に支援する体制を整備する」が35.3%、「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が29.9%となっています。



## 5 関係団体ヒアリング調査

### (1) 調査目的

本調査は、地域でこども・若者を支える活動に取り組む関係機関・団体から、本町のこども・若者を取り巻く現状や今後必要となる取組、行政のサービスへの要望・意見、ニーズを把握し、令和8年度～令和12年度を計画期間とする「上富田町こども計画」策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

### (2) 調査設計

項目	こども・若者施策に関する調査
調査対象者	地域のこども・若者を支える関係機関・団体 (保育施設、小学校、中学校、高校、フリースクール、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、不登校児童生徒支援員、主任児童員、母子寡婦福祉会、放課後デイサービス、児童発達支援センター、訪問支援(助産所)、病児保育、ショートステイ、トワイライトステイ、子育て支援センター、母子保健推進員、ファミリー・サポート・センター、児童家庭支援センター、学童保育所、ひきこもりサポート事業、青少年育成町民会議、訪問支援員、こども食堂、児童館等)
調査期間	令和7年8月25日(月)～9月7日(日)
調査方法	郵送配布・郵送回収による記入方式及びQRコードを使用したWEB調査
配布件数	40件
回収件数	31件(77.5%)

### (3) 調査結果概要 (一部抜粋)

※記述式設問の回答はご回答いただいた原文のまま掲載しています。

#### ①こども・若者の状況について

問1 こども・若者を取り巻く課題について、日頃の活動を通じて、こども・若者達の様子で気になっていることがあればお教えてください。

項目	内容
家庭の環境について	<ul style="list-style-type: none"><li>・夫婦共働きやひとり親家庭、祖父母と親の関係など、家庭内で子供に関われる人数と時間が減少している。</li><li>・困窮や問題、課題、困り事を抱えている家庭が、増加しているように思われる。一人親家庭は、親が多忙でコミュニケーションが不足しがちになりやすい。</li><li>・保護者の養育能力により、こどもの教育に差があること。発達段階により関わりを変化させ、年齢にあわせた体験や教への提供を知っている方と知らない方の差。</li><li>・家庭における児童期における生活習慣の確立は成長していく中で大きな過程であると考えます。過程において基本的な生活習慣を心掛けている家族の児童と放任的家庭環境では、児童の成長面において大きな差を感じています。また、家族が愛情深く、関心を持って育てているこどもと愛情不足で育ってきたこどもとでは精神的な安定面はもとより、人に対するの向かい方が違うと感じる場面も多くあります。幼少期による大人からの関わり方ひとつでその後におけるこどもの成長に影響が大きいということも、現場を通じて感じています。また、そのことが大きな基盤になっていると感じます。</li></ul>

項目	内容
虐待について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNSの普及による情報過多によって引き起こされる育児の煮詰まりや人間関係の希薄さによる育児家庭の孤立などの課題がある。特段困った状況でなくとも虐待は起こりえる。</li> <li>・ 親の人生問題、生活の組み立てが上手くいかない、ストレスなど、また自分の人生やり直しを子供とする為に、子供が思い通りにならないことから虐待に繋がっている。</li> <li>・ しつけとして手をあげたり、きつい言葉を浴びせたりしているケースをよく聞くことがある。こどもの事に関心がなさすぎて放任している。食事を与えない。母親自身が親からの愛情を受けて育てられていない場合、愛情のかけ方がわからず、自分本位になってしまう。家庭内の誰かが体調等を崩した時、相談できるところがなく、ヤングケアラーになってしまう。</li> </ul>
ひきこもりや不登校について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 嫌なことがあると「行きたくない」となるこどもが大変多くなっている。「めんどくさい、やりたくない」というネガティブな思いを打ち消し、嫌なことや苦手なことにも挑戦できる人になってほしいと感じている。</li> <li>・ 不登校というこどもの問題と、長期の不登校による保護者の労働の問題がある。保護者は不登校のこどもを置いては仕事に行けないため、働きづらくなる傾向がある。支援が十分でない、低学年でもひとりで家に置いておく可能性もできてしまう。</li> <li>・ 学校の枠や規則に入りきれない子どもやいじめによる等、不登校の子どもが大変多くなっている。学校に来なくても良いという方針が変わって来ているが、それなら子ども達の学習保障をどうするのか、学習だけで良いのか支援策が求められている。</li> <li>・ 学校自体の問題よりも、家庭が安心安全基地になっていなく、また子供の愛着障害になるような関わり方、何かあれば受け止めるや、背中を押してくれるなどの力が減少している。また、問題が大きくなるまで家庭内で見て見ぬふりが続いている。</li> </ul>
居場所（サードプレイス）について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校高学年になると1人で留守番をできる子は多いが、友だちとの関わりが減り、誰かと関わることができる「居場所」というのが少ない様子を感じる。そのため留守番ができる子どもでも学童を利用し、人との関わりを求めるほうが多いのだと感じる。</li> <li>・ 子どもが自分で行ける範囲で、気軽に安心できる居場所がほしい。そのためには、支援者の金銭的な補償が必要。</li> <li>・ 少ししんどい、三日間誰とも話してない、悩みすぎてほじかないけれど、ずっと落ち込んでいる・・・等、人と話す、人と会うなど、人と人が関わることでしか解決できない問題が多い。居場所、サードプレイスとなる場所が必要。ただ、居場所が居場所として機能できるかどうかは、様々な事情を抱える利用者に対し、許容と傾聴のできる愛情あるスタッフがいるかどうかである。</li> </ul>
ヤングケアラーについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母親自身が親からの愛情を受けて育てられていない場合、愛情のかけ方がわからず、自分本位になってしまう。家庭内の誰かが体調等を崩した時、相談できるところがなく、ヤングケアラーになってしまう。</li> <li>・ なかなか気づきにくい。学校や地域からの情報がありがたいので、情報連携の理解と協力を、さらにお願していきたい。</li> <li>・ 幼少期の兄弟の面倒を見ている生徒が多い。</li> </ul>
貧困について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貧困の問題は、年を追う事に深刻になってきます。一人親家庭、特に母子家庭では、不登校や健康問題が重なるなど、困難な状況が増加しているように思います。</li> </ul>
障がいのあるこども・若者について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害への認識をもっと高める必要がある。</li> <li>・ 発達障害者支援法にもある早期発見・早期の発達支援に対して、専門性の高い養育や支援教育の研鑽された専門家の育成。</li> <li>・ 連携を通して活動することにより、こどもたちの視野を広げる。障がいがあるこども・若者に差別することなく、互いに理解できる心豊かなこどもに成長することを望む。</li> </ul>
外国につながるこども・若者について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国につながる生徒も在籍しており、その支援に手が回っていない。</li> </ul>

項目	内容
子ども・若者の性犯罪・性暴力について	・性教育が文科省の歯止めの規制により、もう一步深く学習する必要な部分ができない。また、性犯罪は増加しているのに対し、幼少期から自らを守るために必要な安全教育の不足を感じます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲームやSNSの中毒性が小学生の生活にも影響している様子。夜遅くまでゲームなどをし、朝学校に行く前に早起きをしてゲームをする声を聞く。そういった生活の子は日中イライラしている様子が見え問題に感じている。</li> <li>・障がいのあるこどもの就職先が少なく感じる。選べるほど数がない。</li> <li>・支援センターを利用する母親からは一様に、家庭でこどもとマンツーマンで向き合うことの孤独感が訴えられており、育児相談以上の母親の心理的ストレスを感じています。交流の場に出ることにためらいがあり、家庭で育児をしている母親が心配です。</li> </ul>

## ②子ども・若者に対する支援の状況・課題について

問2 子ども・若者やその家庭に対して、具体的にどのような支援を行っていますか。

- ・教室に入れない戻れない子どもに対して、別室を準備して落ち着いた環境の中で、自学自習できる場を提供している。
- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを通じて市町村役場やNPO法人とつながり、様々な視点から子どもを多角的に観察し、情報共有を行っている。その中でこどもが1人で自立できるよう対策をしている。
- ・各家庭や子どもの状況に応じて、校内での支援体制を整え、個別の支援計画を立てている。また、必要に応じて行政や各支援機関に繋ぐことも行っている。
- ・本人・家庭の意向を聞いて本人の状態に合わせた支援を行っている。また、本人が社会に出た際に少しでも困り事が少なくなるよう課題に対し支援を行い、身の回りの事や買い物などの体験、集団生活で必要となるルールやマナーを守りながら行動ができるようレクリエーション等を通して楽しみながら経験を積み重ねられるよう支援を行っている。

問3 貴機関・団体の支援対象となるような子ども・若者及びその家庭に対するアプローチについて、工夫されている点がありますか。また、課題となっている点がありますか。

- ・こどもたちの自信につながるよう、様々な立場や環境での日常・非日常的な体験をしてもらえるような活動や企画を実施している。また、当事業所の豊かな自然や広い運動場をいかし、季節ごとの体験活動を積極的に取り入れ、五感を刺激し、感覚統合を促進、心身の健やかな発達をサポートしている。
- ・一番には、個々のアセスメントをしっかりと取り、子どもにとって必要な支援を具体化していく努力を続けていくこと。個別支援計画を基本として、個々の支援の充実を図っていくことを重点に置いていきたいと考えています。
- ・状態や様子をこまめに伝える。困りごとについて都度情報共有を行い、支援の方法を一緒に考える事や行った内容を伝えその際の様子や結果を踏まえて支援の助言や提案を行っている。課題としては、家庭では時間が無く、なかなか取り組みが出来ないと諦めて事業所任せになっている家庭が稀にある事や家庭と事業所とで本人の様子が違う為、見えている課題が違う事があり、事業所での対応が難しい内容の要求がある事がある。その際はそのことを家庭に伝え理解してもらっている。
- ・ポピュレーションアプローチとしての役割を果たすため、来所または出会った保護者の顔色、表情、疲労度、行動の様子などを観察し、適切な対応（例えば声掛けや話しかけ、傍に座るなど）を取るよう心がけています。必要と思われる場合は、スタッフミーティングで、全員で課題を共有しています。

問4 支援活動をする中で、つなぐ支援機関や紹介・活用する支援制度はどのようなものがありますか。

- ・地域の保育所、保健所、福祉事務所、児童相談所、民生児童委員、医療機関
- ・教育機関、保健センター、福祉課、各医療機関、子ども家庭センター、など子供の事を相談対応出来る機関を紹介し、病気、障害に医療機関、保健所、生活面では町役場や就学支援、放課後デイ、福祉機関、民間施設など依頼があればどこにでもつなぎます。
- ・様々な相談がある中で医療が必要な場合は医療機関を紹介し、同行支援を行っている。また、障害のある場合は、本人の意向を確認しながら、より良い支援をさぐっている。

問5 支援活動をする中で、本町の中で足りていないと感じる社会資源、取り組みはありますか。

- ・暑い日が続く公園や戸外で遊べないため、室内で体を動かして遊べる室内アスレチックがあれば、より遊び場が増えると思う。
- ・年代をこえた居場所。年々増えてはきているが…。
- ・支援者の不足が課題です。担当の子育て関係の課だけではない広報周知を行う機会をいただけたらありがたいです。
- ・イベント情報について事前に分かりやすいものがあれば児童と一緒に参加し色々な経験を積み重ねる機会が今以上に増えると感じている。職員の生活の中だけでは情報が目に入らない事が多く、イベント後に知る事も多い。

問6 他機関・団体や町（教育や福祉等）との連携において、どのような課題がありますか。また、連携したいと考えている機関等がありますか。

- ・各関係機関と意見をすり合わせし、できるだけ同じ方向にむかって進めていきたいが、それぞれの役割や方向性があるため難しさを感じる時がある。
- ・福祉関係、障がい者施設と連携をして、こどもたちの視野を広げる活動をしたい。

問7 支援活動をする中で、支障となる課題はありますか。

- ・利用人数によっては少し狭く感じる時がある。医療的ケアの必要な児童に対して、今以上に安全面について配慮しなければならない。
- ・支援の中での困りごとは、支援する側の私たちがほぼ全員働いていること。また支援したい側の母親も働いている人が多く、そのこどもは保育所や幼稚園に通っているため、訪問時や健診のお手伝いの時以外で会うことがないように思います。
- ・18歳以上か否かの境が微妙。特に本校では他校からの転籍も多く、在籍中に18歳を迎える生徒が多い。そこで支援が途切れる。また、未成年であるが故に、保護者の同意が必要になることが多い。本人の意思と保護者の意思が違う場合に支援が進まない。
- ・機関連携問題はありません。支障となる面は、子供の問題に関わる大人の考え方や、無関心さが支障となります。

### ③町での取り組みについて

問 8 更なるこども施策の充実のために、町が取り組むべきと考える支援・制度・連携等について、ご意見、ご要望がありましたらご記入ください。

- ・こどもから離れたい。自分が癒されたい。大人とのコミュニケーションを図りたいお母さん達の要望を聞き、支援より応援の気持ちで接するサポート体制の充実、SNSの活用、利用者に信用してもらえるような言葉かけや態度、こどもやお母さんに関わるすべての人がそう思えるような環境づくりが急務なのではないかと思います。今、一番心配なことは、仲間や友達ができない人、サポートセンターを利用する勇気がない人の存在です。声なき声に耳を傾け、意識を向けることが笑顔あふれるまちづくりにつながるのではないのでしょうか。
- ・子育て支援の充実・居場所作りが必要だと思います。
- ・「80-50問題」以前、テレビ等でよく報道されていました。不登校の児童生徒が将来的に「80-50」のように引きこもりになる可能性はあります。その時のために、学校を卒業した後も何らかの形で見守り、何かあった時に支援できるような体制を作っていくことが大切だと思います。
- ・不登校、引きこもりはまだ増えます。学校だけの問題として捉えるのではなく、町の問題と考え、学校と町が連携して、家庭を見守っていると感じさせる対応が大切。虐待の抑止力になり、地域で埋もれさせない事になります。
- ・上富田町は他市町村と比較すると若者の多い町なのですが、転入の方が多いことにより、町のコミュニティが作りづらくなってきている気がします。防災、子育てを考えると、色々な年代の人々が交流できる場をつくっていく必要があると考えます。

問 9 最後に、こどもが自分らしく、権利を守られながら幸せに成長していくためには、どのようなことが大切だと思いますか。ご自由にご記入ください。

- ・困った時に頼れる人がいることが、こどもの安心感を育てる。大人がこどもの声をしっかり耳を傾ける姿勢が大切。ひとり親家庭や困難を抱える家庭でも孤立しないような支援があること。
- ・大人がこどもの能力を見極め、個々の存在を認める。こども自身が自分の役割を持ち、必要とされる人であるように働きかける。
- ・家庭環境の充実が不可欠だと思います。学校として生徒に対して支援はできても、親に対してできることはほとんどないので、具体的で効率的な対策を連携して実行できればありがたいです。
- ・自己肯定感を育むこと。自己表現の機会を与えること。権利について教えること。多様性を尊重する心を育てること。社会参加を促すこと。安全な環境を確保すること等。
- ・学校だけではなく、町からも学校に参加して、町の素晴らしさと、将来的に活躍したいと感じられる町のアピールが必要。学校だけでなく、町もあなた達を見守っていますというメッセージを届けて下さい。
- ・子ども自身だけでなく、大人も権利を知る必要がある。

## 6 こども・子育てを取り巻く課題

### (1) こども・若者の居場所づくりの充実

- こども基本法では、全てのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、差別的扱いを受けることがないようにすること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられています。
- こども・若者の生活や意識に関する調査では、自分にとっての居場所(ほっとできる場所、居心地の良い場所等)について、インターネット空間に関して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合の合計が約6割となっています。  
また、孤独を感じることに、「少し感じるときがある」「感じるときが多い」「常に感じている」と回答した割合の合計は4割台となっています。
- 関係団体ヒアリング調査ではこどもだけでなく、子育て当事者である親が集まれる場所がない、世代を超えた居場所が足りていないという意見がありました。また、地域コミュニティの変化により地域のつながりの希薄化が感じられるという意見もありました。

今後、地域や官民の連携を強化しながら、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、多様な世代が利用できる居場所づくりが必要です。

### (2) こども・若者の権利の保障

- こども大綱では、こども施策に関する基本的な方針の一つに「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」を掲げ、「こどもまんなか社会」を実現することを使命としています。今後は、こども・若者の意見表明の機会と社会参画の機会を確保することが求められ、こども施策を実施・評価する際には、こども・若者の意見を幅広く聴取し、その意見を施策に反映させるとされています。
- こども・若者の生活や意識に関する調査では、「こどもまんなか社会」の実現について、「向かっていると思う」と回答した割合は1割未満と低くなっています。また、こどもの権利が十分に尊重されているかについて、「尊重されている」と回答した割合も1割台と低くなっています。

今後は、こどもの権利が保障され、「こどもまんなか社会」の実現に向かっていく必要があることを踏まえ、こども・若者が権利の主体として認識され、家庭や学校、地域等において日常的に意見を言い合える機会を創出することが求められます。また、その主張が尊重される環境を整えることも重要です。

### (3) 行政や地域で支える子育て支援の充実

- こども大綱では、こども施策の共通基盤として「こども・若者・子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援」「地域における包括的な支援体制の構築・強化」が掲げられています。
- 令和6年の子ども・子育て支援法の改正では、児童手当の拡充や妊婦支援給付の創設等ライフステージを通じた経済的支援の強化や共働き・子育ての推進、こども誰でも通園制度の創設等が盛り込まれています。
- 一般世帯に占める核家族世帯の割合は減少傾向にあるものの、その割合は、60%を超えています。
- 関係団体ヒアリング調査では、子育てのことで相談できない保護者の意見に傾聴し、悩みを聞くことの重要性について問う意見がありました。

- 児童数は減少しているものの共働き等の家庭の増加により、学童保育では利用ニーズが令和6年度以降再び増加傾向にあり、施設の規模拡大や支援員の確保が課題となっています。

相談窓口等地域における包括的な支援体制の整備を進めつつ、子ども・子育て支援法の改正やサービス需要も踏まえ、必要な資源の確保や新たな支援策についても整備していく必要があります。

#### (4) こども・子育て家庭の状況に応じた必要な支援の展開

- 生活保護受給者及び受給世帯については、どちらも微減、微増を繰り返す傾向となっています。
- 児童扶養手当及び特別児童扶養手当受給世帯も、微減、微増を繰り返す傾向となっています。
- 準要保護児童・生徒数については、ほぼ横ばいで推移し、全児童・生徒数の6～7%程度となっています。
- ひとり親世帯については、近年大きく減少傾向にありますが、ひとり親世帯割合については、県や国と比べると数値が高くなっています。
- 関係団体ヒアリング調査では、幼児期のこどもの保育には、保護者自身が愛情を受けて育てられていたかも関係しており、愛情を受けて育てられていない場合、こどもへの愛情のかけ方がわからず、自分本位になってしまうとの意見が挙げられています。

一人ひとりのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、健やかな育ちを等しく保障するため、支援が必要な家庭を早期に把握し、支援制度や専門相談へつなげていくことが重要です。

#### (5) 若者の希望を叶えられる地域づくりの推進

- こども大綱において、こどもや若者の社会参画を進めることは、『こども・若者の状況やニーズをよりの確に踏まえ、より実効性のある施策展開につながる』『こどもや若者の自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる』とされています。
- こども・若者の生活や意識に関する調査では、「今の自分が好きだ」と回答した割合が2割台と低くなっています。また、「自分の将来に明るい希望があると思う」や「自分は社会や地域の役に立っていると感じる」と回答した割合もそれぞれ約3割、1割台と低くなっています。  
今後必要な取組としては「お金の心配をすることなく学べるように支援する」が最も高く、次いで「困難を抱えるこども・若者を包括的に支援する体制を整備する」「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」となっています。
- 関係団体ヒアリング調査では、こどもが自分らしく、幸せに成長していくためには、こども自身が自分の役割を持ち、必要とされる人であると認識できるよう大人が働きかけること、自己肯定感を育み、自己表現の機会を与えること、多様性を尊重する心を育てること等の意見が挙げられています。また、こどもを見守る大人自身も、お互いを尊重し多様性を認め合うことの必要性も挙げられています。

こども・若者が自分らしく、幸せに成長していくために、大人も意識を変え、こども達の意見やニーズを把握しながら、主体的に学び・体験する機会を提供するとともに、生活基盤を支えていく必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

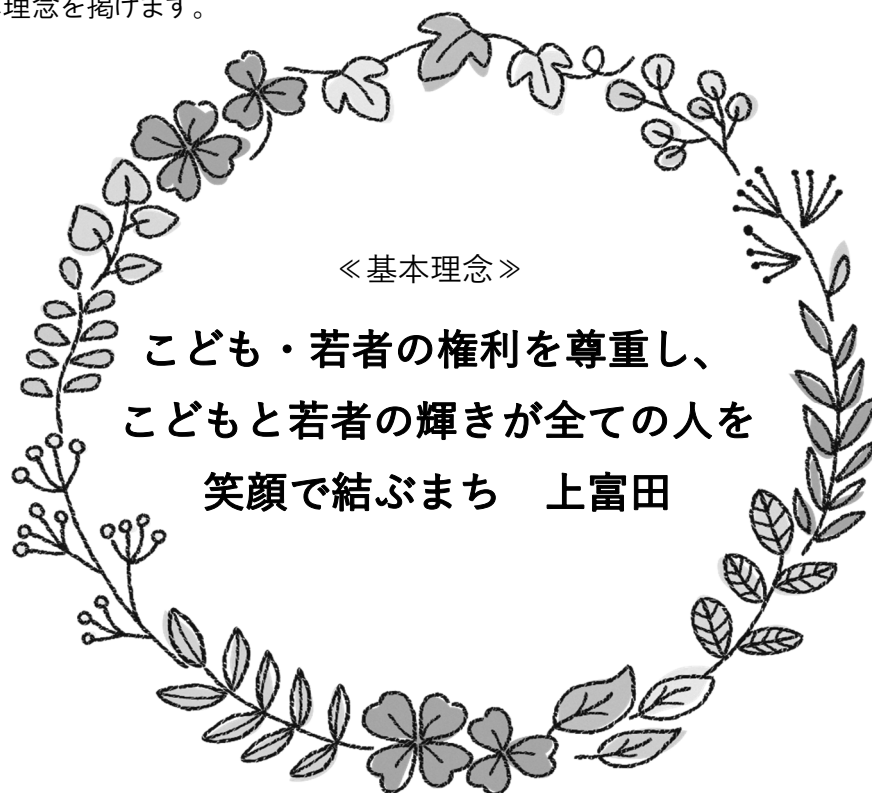
### 1 基本理念

本町では、令和2年6月に施行した「上富田町子どもの権利に関する条例」をもとに、基本理念を「思いやりがあり、健康で明るい、元気な子どもを安心して育むまち 上富田」とした「第3期上富田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代を担う子ども達の様々な権利が守られ、幸せに暮らせるまちづくりを推進してきました。

しかし、子どもや子育て家庭、そして次代を担う若者を取り巻く環境は、児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラーの問題等をはじめとして、複雑化・多様化しています。今後は、子どもや若者の視点に立ち、子どもや若者にとって最善の利益を第一に考えるとともに、どのような立場や境遇であろうと、子どもや若者、子育て世帯の権利が守られ、子どもや若者が夢や希望を持ちながら、社会で活躍できるよう成長を支える「子どもまんなか社会」の実現を目指し、総合的な子ども・若者施策を推進することが重要です。

全ての人の幸福が高まることにつながる「子どもまんなか社会」は、町が目指す、思いやりがあり、健康で明るい、元気な子どもを安心して育むまちであることと同じです。また、若者が輝き、子育て世帯を含めた全ての町民を笑顔で結ぶ、全ての人にやさしいまちともいえます。

上記の社会情勢及び子どもの権利保障の観点を踏まえ、これまでの取組を継承するとともに、乳幼児期～学童期・思春期～青年期、子育て世代といった各ライフステージに応じて切れ目のない支援を展開していくため、以下の基本理念を掲げます。



#### 【由来】

令和5年12月に発出された子ども大綱では、「子どもまんなか社会」（全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会）を目指しており、この社会の実現は、「子どもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる」としていることから、上記基本理念を設定。

## 2 計画の基本的な方針

基本理念に基づき、各施策に取り組む際に、常に意識して取り組むべき5つの「基本的な方針」について次のとおり定めます。

### (1) こども・若者の権利の尊重

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障することで、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。

### (2) 全てのこども・若者が自分らしく幸せに生活できる環境づくり

貧困や虐待等により困難を抱えやすいこども・若者、及び病気や障害のあるこども・若者を含め、全てのこども・若者が各自の置かれた環境に左右されることなく挑戦の機会に恵まれ、自分らしく幸せに生活できるようにしていきます。

### (3) ライフステージに応じて切れ目なく支える

こども達が健やかに育ち、円滑な社会生活を送ることができる大人へと成長できるよう、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。

### (4) 若い世代の生活基盤の安定を図る

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として、若い世代の視点に立って、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を目指します。

### (5) 地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える

多様なニーズを抱えるこども・若者及び子育て世帯に対し、地域の様々な社会資源の活用や、庁内、関係省庁、他自治体等との横断的な連携により、支援が総合的につながる取組を進めます。

### 3 計画の基本目標

本計画では、基本理念を実現するため、次の3つの目標を設定し、各施策を展開していきます。

#### 基本目標1：こどもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

こどもの権利を大切にする社会に向けた取組のほか、貧困や虐待等により困難を抱えやすいこども・若者、及び病気や障害のあるこども・若者を含め、全てのこども・若者が安心して過ごせる環境の充実を図ります。

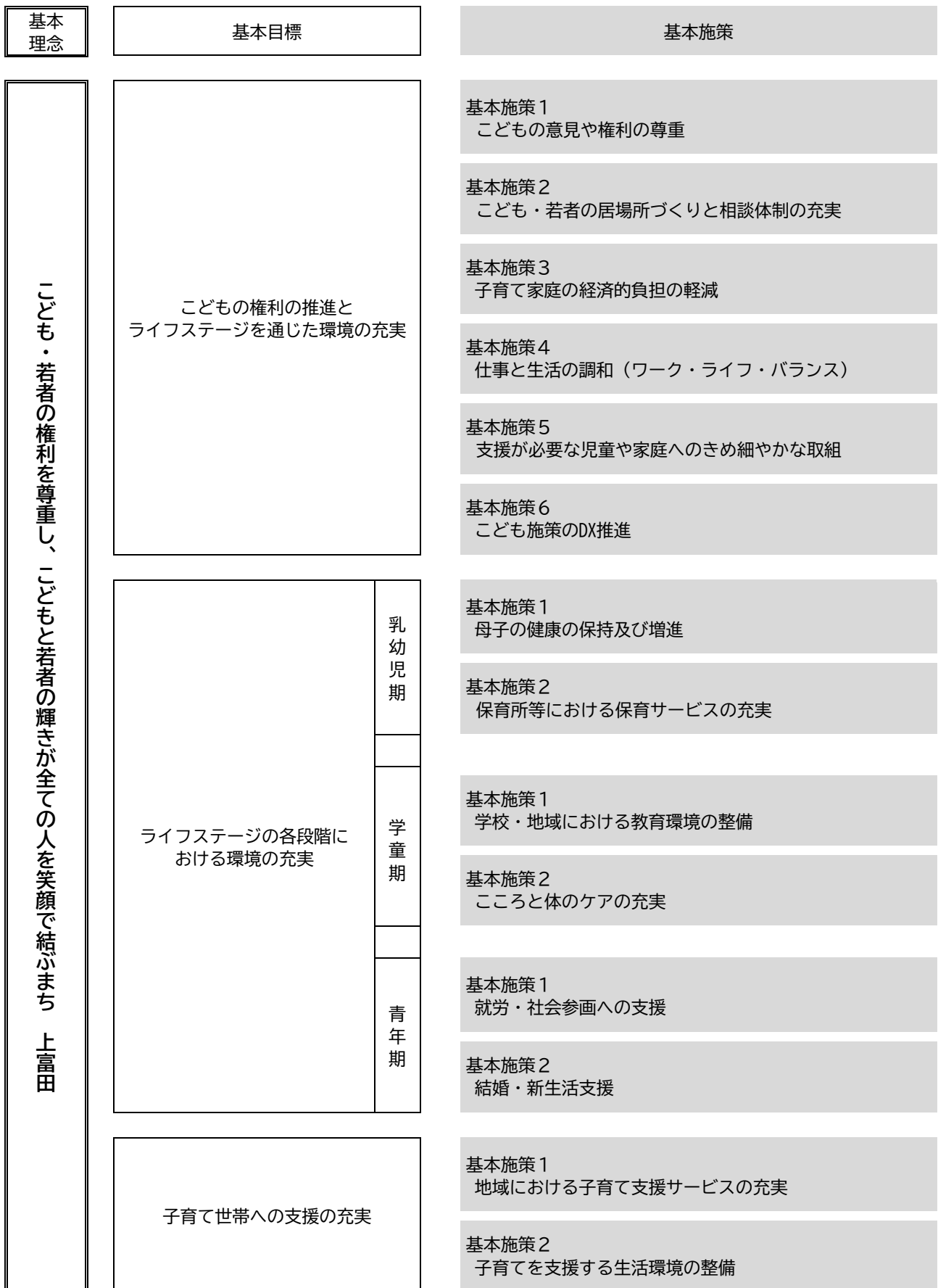
#### 基本目標2：ライフステージの各段階における環境の充実

各ライフステージ特有の課題の解消を図るため、こどもの誕生前から乳幼児期、学童期・思春期、青年期の各段階における環境の充実を図ります。

#### 基本目標3：子育て世帯への支援の充実

こどもの健やかな成長のため、子育て世帯が健康で、かつ経済的な不安や孤立感を抱くことなく、こころのゆとりを持ち、こどもと向き合えるよう子育て環境の充実を図ります。

## 4 施策の体系



## 第4章 施策の展開

### 1 こどもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

#### 基本施策1 こどもの意見や権利の尊重

令和5年4月に施行された「子ども基本法」の周知啓発を図りつつ、こどもの権利についての理解を深める取組を推進します。また、こどもや大人が権利について知り、こども自身が意思表示したり、声をあげたりすることができる環境づくりを推進します。

#### ■取組

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
人権普及啓発事業	<p>人権教育を通じて、自らの人権意識を高め、人権侵害のないまちづくりを進めています。今後は、町民の意識やニーズを的確に把握するとともに、世代別、分野別における計画的な啓発活動に取り組む必要があります。こども自身のこどもの権利の普及と理解については、年齢や発達に応じた取組をはじめ、学校等とも連携した上で、こどもの主体的な参加とこども同士が支え合う活動を通じて自他の権利の尊重について実践的に学ぶ取組を進めていきます。</p> <p>さらに、誰もが互いにその能力や個性を認め合い、多様性が強みとなる社会（共生社会）の実現に向け全てのこども・若者が自分らしく暮らし、能力を発揮できるよう、それぞれの違い等について理解を深め、互いに尊重し合う意識の向上に取り組みます。</p>	総務課
思春期保健対策等の推進	<p>小学生への「生命の誕生」についての講演を実施し、命や家族の大切さを学ぶ機会としています。中学生には「性と生」についての講演等を行い、性の正しい情報や知識の普及を行っています。今後も内容の充実に努めます。</p>	福祉課

## 基本施策2 こども・若者の居場所づくりと相談体制の充実

全てのこども・若者が、日常生活の中で身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長できるよう、こどもが安心して過ごしたり学んだりすることができる居場所づくりと、こども・若者がいつでも相談できる体制の充実を図ります。

### ■取組

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
寺子屋塾（生馬公民館）	毎週水曜日に放課後におけるこどもの安全・安心な居場所づくりとして、遊びの場の提供や、硬筆教室等を実施しています。引き続き内容の充実を図るとともに、利用の促進に努めます。	教育委員会
児童館運営事業	<p>朝来児童館では、平日の放課後の居場所づくりと、土曜日の「わくわくパーク」において、各種体験事業の実施や交流の場を広げています。</p> <p>施設老朽化のため、建物の安全性の観点から現在は活用していない下鮎川児童館・岩田児童館については、取り壊しや用途廃止を視野に検討します。今後は、朝来児童館において、空調設備の改修や電灯のLED化、各室の改修や増改築等を実施し、よりよい放課後の居場所づくりを進めます。</p> <p>帰宅時間が季節により大きく異なるため、児童館近隣の児童の利用にとどまっている現状ですが、引き続き、放課後におけるこどもの安全・安心な居場所づくりを実施します。</p>	福祉課 教育委員会

### 基本施策3 子育て家庭の経済的負担の軽減

安心して子どもを生み育てることができるよう、子育てにおける困りごとの要因の一つとなっている子育てに関する各種費用について、各種手当・助成制度の周知及び適正な支給に努め、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

#### ■取組

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
児童手当支給事業	<p>家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育する父母等に児童手当を支給します。</p> <p>子ども・子育て支援法の改正（令和6年10月施行）により所得制限が撤廃され、0歳から高校生までの全ての児童に対し、児童手当を支給します。</p>	福祉課
乳幼児・子ども医療費助成制度	<p>医療費の一部を助成することにより、疾病又は負傷の治癒を早期に促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、こどもが健康で安心して暮らせるように、0歳から満18歳到達後最初の3月31日までの間、保険診療の自己負担分を全額助成し、無償化しています。</p> <p>引き続き医療費を助成し、医療機関窓口での負担軽減を図ります。</p>	福祉課
ブックスタート事業	<p>こどもが家族と本にふれあう機会をつくるため、こどもが0歳から5歳になるまで、毎年1冊ずつ絵本をプレゼントしています。乳幼児健診の際や地域の委員さんによる訪問の際に手渡しすることや、図書館でお渡しすることで、地域の方々や公的機関に接する機会も増やしています。</p>	福祉課 振興課 教育委員会
マタニティ応援プロジェクト事業	<p>妊婦の健康づくりを応援するため、町内で収穫された玄米を、栄養と旨味を残す特殊な精米製法によって「金芽米」に仕上げ贈呈しています。子育て環境の充実や、住民の健康寿命の延伸を図り、一人ひとりが生きがいを持って、幸福を感じることのできる取組を推進していきます。</p>	福祉課 教育委員会
新生児用木製品給付事業	<p>地域林業の振興や子育て環境の充実を目的として、赤ちゃんの誕生祝い品として紀州材を用いた木製品を贈呈しています。子育て支援に係る現物・現金支給事業の整理・統合を図りつつ、利用者の利便性を考慮し今後も運用を図ります。</p>	振興課
妊婦のための支援給付・かみとんだ未来応援給付金	<p>妊娠期から切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法の改正により「妊婦のための支援給付」が創設され、認定を受けた方には「妊婦支援給付金」が支給されます。また、本町独自の上乘せ分として「かみとんだ未来応援給付金」を支給しています。育児用品の購入や産後ケアの利用の自己負担分、自費の予防接種費用等に活用していただくことを目的としています。</p>	福祉課

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
妊産婦アクセス支援事業	<p>自宅又は里帰り先から最寄りの分娩取扱施設まで長距離の移動を要する妊産婦の妊婦健診・産婦健診に係る通院や出産のために要した「交通費」や「宿泊費」の一部を助成しています。</p>	福祉課
ひとり親家庭等の自立支援の推進	<p>ひとり親家庭等のこどもの健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に努めるとともに、子育て・生活支援、就業支援等の総合的な支援を行います。</p> <p>また、ひとり親家庭等に対する相談体制や情報提供に努め、関係機関等との連携強化を図ります。</p>	福祉課
子どものための教育・保育給付事業	<p>幼児教育・保育の無償化により、満3歳以上のこどもに係る保育所等の保育料については無償化されましたが、無償化の対象とならない満3歳未満のこどもに係る保育料については、引き続き町独自の制度により、軽減を図っていきます。</p>	福祉課
副食費の実費徴収に係る補足給付事業	<p>副食材料費に係る保護者の経済的な負担を軽減することで、円滑な特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、こどもの健やかな成長を支援します。</p>	福祉課
多子世帯の保育料軽減	<p>幼稚園、認定こども園、保育所等に通う児童が2人以上いる場合は、2人目は半額、3人目以降は無償とする減免措置を採っています。</p> <p>引き続き、家庭における経済的負担の軽減を図ります。</p>	福祉課

## 基本施策4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別にかかわらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や企業の取組に対する啓発を行います。また、男性の育児参加を促すための支援を行うとともに、関係機関や企業等との連携を通じて、出産や育児により退職した女性の再就職の支援を推進します。

### ■取組

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
男女共同参画推進事業	仕事と子育ての両立を行うためには、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方を推進するため、企業側の理解と協力が欠かせません。男性も含めた育児休業の取得推進や出産後に仕事に復帰しやすい環境づくりなど、「仕事と子育ての両立」に理解を深めていただけるよう啓発を促進していきます。	福祉課

## 基本施策5 支援が必要な児童や家庭へのきめ細やかな取組

行政・地域・民間団体が連携しながら、困難な状況にあるこども・子育て世帯を誰一人取り残さず、早期に個々の特性や支援ニーズに応じた適切な支援につなげるための環境づくりを推進します。

また、妊娠期からの包括的で切れ目のない支援や虐待に対する正しい知識の普及等により、虐待の発生予防・早期把握・早期対応に取り組みます。

### ■取組

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
障害のあるこどもに関する施策の充実	<p>障害を持つこどもについては、障害の原因となる疾病や事故予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要です。</p> <p>また、障害のあるこどもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できるように、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び社会復帰に向けた訓練や在宅サービスの充実、就学支援等を含めた総合的な取組を推進する必要があります。</p> <p>さらに、発達障害については、全国的に増加傾向がみられることから、引き続き適切な正しい情報の周知に努めるとともに、家族が適切な子育てを行えるよう、「発達障害者相談支援センター」や「障害児相談支援事業所」における相談所を紹介し、支援を行うことも必要です。</p> <p>引き続き、保育所等において障害のあるこどもの受入れを推進するとともに、各関係機関とのさらなる連携を図ります。</p>	福祉課
児童虐待防止対策の充実	<p>児童虐待の早期発見には、住民や民生児童委員、保健師、学校等の関係機関が連携し、わずかな異常も見逃さないように対応することが望まれ、虐待を未然に防ぐためにも、相談体制の整備や育児のストレス解消のための施策を展開していくことが重要です。</p> <p>要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の役割調整や連携を強化して地域における関係相互のネットワークを構築することにより、子育て不安や児童虐待等の過程、児童の問題を早期に発見し、迅速かつ的確な対応に努めています。</p> <p>引き続き、各委員と連絡・連携を密にして児童虐待の防止を図ります。</p>	福祉課
ひとり親家庭医療費助成事業	<p>ひとり親家庭への医療費を助成することにより、ひとり親家庭の健康の増進や福祉の向上につなげます。</p> <p>引き続き、ひとり親家庭の父又は母及び父母のない児童に対し医療費助成を行い、負担を軽減することにより健康と福祉の増進を図ります。また、児童扶養手当の情報提供をはじめ、子育て相談等、きめ細やかな支援を行います。</p>	福祉課

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
小学校就学援助事業 中学校就学援助事業	<p>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく国の大綱や県の計画を踏まえ、町関係事業との連携を図りながら、就学援助による教育支援、経済的支援等、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するための必要な措置を実施していきます。</p> <p>引き続き広報活動を行うとともに、周知の機会や対象者の範囲を広げます。国の基準に基づき必要な就学援助を継続して実施していきます。</p>	教育委員会

## 基本施策6 こども政策のDX推進

書類による対面での行政手続きへの負担感軽減や、子育てに関わる正確な情報を素早く簡単に入手できるよう、国では令和5年3月に「こども政策DXの推進に向けた当面の取組方針」が整理され、令和6年7月にはデジタルを活用したこども・子育て施策「デジ育」※を展開するなど、具体的な方針が示されています。

本町においても、子育て家庭やこども・子育てに関わる方々の負担軽減に向け、様々な場面においてデジタル技術を活用し、こども政策の質の向上を図っていくことが重要です。

※『『デジ育』始まる！～こども・子育てDXの行動計画～』

デジタル技術の活用により、安心・便利・充実したこども・子育て政策を日本全国に行き届かせることを目的とした取組。

### ■取組

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
母子保健事業	母子手帳は、母と子の健康と成長を記録するものであり、保健指導や健康診査において参考とする重要な記録です。現在、本町では紙媒体の母子手帳を利用しています。 今後は、電子版母子手帳（母子手帳アプリ等を含む）を導入し、健診や子育て相談会等の勧奨や受診結果の確認等、アプリ等を活用した子育てサービスの充実や利便性向上を図ります。	福祉課
保育所事業	町立保育所では、保育業務支援システムを導入し、保護者との連絡帳や一斉通知等に専用アプリを活用して相互に連絡を行っています。 今後は、保育所からのお便りや園内での保育の様子等、保護者向けの情報発信をさらに充実させ、利便性の向上を図っていきます。	福祉課

## 2 ライフステージの各段階における環境の充実

### 乳幼児期

#### 基本施策1 母子の健康の保持及び増進

妊娠期からの各種健診を通じて、母子及び児童の健康状態の把握と疾病等の早期発見、健康の保持増進を図ります。また、各種相談・教室等を通じてこどもの発達段階に応じた発達・発育、育児に関する知識・技術の習得を支援し、こどもの健康づくりを推進します。

#### ■取組

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
養育支援訪問事業	妊娠期～出産後の養育に関して、特に支援が必要な妊婦、保護者に対して、助産師、保健師による定期的な訪問等を実施し支援を行います。引き続き内容の充実に努めます。	福祉課
妊婦等包括相談支援事業 (伴走型相談支援事業)	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。	福祉課
産後ケア事業	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。助産師等の専門スタッフが、宿泊もしくは日帰りで、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。	福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭へ助産師や保健師が訪問を実施し、育児等に関する相談や情報提供を行います。引き続き、訪問率の向上と内容のさらなる充実に努めます。	福祉課
母子保健推進員による家庭訪問	母子保健推進員（町が委嘱）による健診案内訪問等を実施。地域での身近な相談役として活動しています。また、地域と保健センターとのパイプ役を担っています。引き続き、連携を密にし、訪問の内容の充実に努めます。	福祉課
感染症対策事業	予防接種は、感染症の蔓延を防ぎ、こどもの生命と健康を守るための重要な対策です。これまで早期接種及び接種率向上のため接種の勧奨に努め、接種率の向上を図ってきました。 今後も対象となる方に予防接種依頼券・予診票等を通知し、必要な情報を提供することで、接種率の向上を図ります。	福祉課

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
食育事業	<p>こども達が豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくための原動力や基礎となるのが「食」です。生活習慣病は、食生活を含めた個人の長期にわたる生活習慣が大きく関与するため、乳幼児期から健康的な生活習慣を確立することが大切です。そのために、保護者やこども達が自分の健康に関心を持ち、「食」を含めた健康管理に取り組めるように、町全体で推進していきます。</p>	<p>福祉課 教育委員会</p>
保健センター活用事業	<p>母子の健康の保持及び増進の拠点として保健センターを活用します。施設の老朽化への対応や、子育て世代のための設備を充実させるため、必要な設備の改修や施設の整備を実施します。</p>	<p>福祉課</p>
医療体制充実事業	<p>小児医療体制の充実は、単なる「病気の治療」にとどまらず、「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」の根幹です。地域の医師会等と連携し、休日や夜間における小児の急な発熱や体調不良に対応できる初期救急診療体制の維持・確保に努めます。また、医療機関、教育・保育施設、行政が一体となった広域的な連携を一層深め、地域全体で子どもたちの命と健康を守り育む環境を推進していきます。</p>	<p>福祉課</p>

## 基本施策2 保育所等における保育サービスの充実

こどもの成長と遊びの充実を図るため、町の資源を活用しながら特色ある教育・保育を推進するとともに、保育士等の資質及び専門性の向上に取り組み、質の高い教育・保育を提供します。また、柔軟な働き方に対応した多様な保育サービスの充実を図ります。

### ■取組

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
保育所等管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児教育・保育環境の整備                      幼児期の人間形成は、保育所、認定こども園のほか、家庭での保育等、場所にかかわらず人の一生の基礎となる重要なもので、幼児は生活や遊びを通して情緒的・知的に発達し、社会性を身につけていきます。こどもの発達に必要な知識の習得や豊かな心を育むために、保育者の資質向上を図る必要があります。また、施設整備においては、町立はるかぜ保育所は必要な修繕や改修整備（空調設備・調理場・トイレの改修、電灯のLED化、駐車場の増設、遊具の新設・撤去、児童の増加に伴う増築等）を実施します。また、町内の認定こども園（くまの森こども園）については、公私連携協定により町所有施設の運営を移管していることから、施設の必要な修繕や改修整備（空調設備・調理場・トイレの改修、電灯のLED化、防雨通路の設置、遊具の新設・撤去、雨漏改修整備等）は運営法人と協議の上、町においても実施します。</li> <li>・ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施                      幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援法の改正により、新たに追加された子育てのための施設等利用給付制度について、対象者に十分な周知を行い、円滑な実施を確保します。</li> <li>・ 保育人材の確保                      保育サービスの充実を図るためには、保育サービスを担う人材の確保が必要不可欠です。資格取得者や潜在保育士等の情報を幅広く収集するとともに、保育士が働きやすい職場環境の整備や保育士という仕事のやりがいや魅力の向上のため、国や県とも連携しながら、保育士の処遇改善を図っていきます。</li> </ul>	福祉課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	<p>全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化することを目的とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。</p>	福祉課
延長保育事業	<p>保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。</p>	福祉課

## 学童期

### 基本施策 1 学校・地域における教育環境の整備

全ての子ども・若者の学びを保障するとともに、一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、能力や適性に応じた進路実現に向け、基礎的学力の向上や多様な交流や体験の機会を提供します。また、家庭や学校と連携し、飲酒・喫煙や薬物の有害性、インターネット・SNSに潜むリスク等についての普及と意識啓発を図り、思春期の心身の健康づくりと相手を思いやる気持ちの醸成を図ります。

#### ■取組

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
児童育成支援拠点事業	<p>養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。</p>	福祉課 教育委員会
学校施設整備事業	<p>学校施設の整備を行うことにより、児童・生徒等の教育環境の向上と学習意欲の高揚を図ります。</p> <p>学校施設は、建築後年数が経過する中、不具合の箇所も多くなってきています。学校からの修繕要望に対しては、安全面を最優先にしながら、予防対応も含めて計画的に修繕を行っています。</p> <p>各小学校においては、放送設備やプール設備の修繕を行っています。</p>	教育委員会
メディアコントロールの推進	<p>現在、SNSやオンラインゲーム等への過度な依存は、学習や生活意欲の低下を招くほか、様々な被害・犯罪等に巻き込まれる危険性をはらんでいます。教育委員会・学校・PTA・家庭が連携し、適切な利用方法の啓発や利用に関するルールづくり等、メディアコントロールを推進していきます。</p> <p>携帯電話やインターネット利用は低年齢化の傾向にあり、メディア環境も急速に進化していることから、適切な利用方法について推進する必要があります。</p> <p>教育機関、家庭と連携しながら事業を行います。</p>	福祉課 教育委員会

## 基本施策2 こころと体のケアの充実

こどもたちが学校や地域の中で健やかに成長していくことができるよう、日常生活における様々な不安や悩み事に関する相談支援や、児童・生徒一人ひとりに適した学習支援を行います。また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例について、解決に向けた連携・調整等の支援を行います。

### ■取組

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
教育支援センター	不登校になった児童・生徒の集団活動への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談を行うことにより、その児童・生徒の社会的自立を支援しています。引き続き内容の充実に努めます。	教育委員会
スクールカウンセラー活用事業	不登校やいじめ等の生徒指導上の課題に対応するため、こころの専門家であるスクールカウンセラーを配置し、学校の教育相談体制の充実に図ります。	教育委員会
スクールソーシャルワーカー活用事業	児童・生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするため、社会福祉等の専門的な知識や経験を持つ専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用を図ります。	教育委員会
精神保健事業	こどもの成長に伴う心身の変化や不安・悩みに気づくためには、こども達に関わる人達のこころの健康も大切です。 そのためにも、身近な場所でいつでも相談できる体制づくりが必要であり、相談することが問題解決の第一歩であることを知ってもらうよう周知していきます。	福祉課
健康管理事業	思春期は、身体的発達と精神的発達の不均衡、性的関心の高まり等、一生の間で最も変化の著しい時期です。 さらに現在、薬物使用、喫煙、性感染症の低年齢化が深刻化する中、思春期の身体を守る正しい知識と情報を伝えるため、学校や関係機関と連携を密にし、学習機会や相談体制の充実に図っていきます。 思春期の身体を守るための正しい知識と情報を今後も伝える必要があります。	福祉課 教育委員会

## 青年期

### 基本施策 1 就労・社会参画への支援

若者世代を対象とした事業や取組を実施し、意見や考えを述べ社会づくりに参画できる機会の確保に努めるとともに、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども等の視点を尊重し、その意見を聴き対話しながら、ともに「住み続けたいと思えるまちづくり」を推進します。

#### ■取組

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
青少年健全育成事業	<p>青少年育成町民会議は、町内の様々な機関や団体、個人等で組織した団体で、青少年の健やかな成長を願い、青少年を取り巻く地域の環境浄化や健全育成のための活動を実施しています。次代を担う青少年の健全なる育成は、地域社会はもちろん、行政の責務であり、国民的課題でもあり、今後も社会環境の変化や地域の実情に応じた育成活動を展開していきます。</p> <p>青少年センターは田辺市と共同設置をすることで、各校や関係機関等との連携を密にしながら、継続した立ち直り支援や相談活動の体制が整備できています。</p> <p>広域連携により効率化が図られていますが、青少年を取り巻く様々な課題解決に向けて、より一層の連携を図ります。</p>	教育委員会
生涯学習振興事業	<p>家庭教育や青少年教育事業を推進するため、各種講座や青少年健全育成事業の実施、二十歳を祝う式典等を開催するなど生涯学習の振興を図ります。</p> <p>青少年育成町民会議では「子ども議会」が開催され、各小学校を代表する児童が、活気のあるまちづくりや、社会への問題提起等、日頃感じていることを提案・質問することで相互理解を深めています。</p> <p>二十歳を祝う式典では、満 20 歳に達する青年を祝い励まし、自覚と精進を祈念するとともに、若者自らが企画・運営することで、大人としての自覚や愛町心を育み、地域の健全育成を図ります。</p>	教育委員会
ひきこもりステーション事業 (ひなたの森)	<p>NPO法人ハートツリーへひきこもりステーション事業を委託し、生活のこと、将来のこと等について本人、家族からの相談を受け、外出が不安な方には定期的な家庭訪問を実施しています。また、年に2回、役場でも巡回相談を実施しています。引き続き委託先と連携し、内容の充実に努めます。</p>	福祉課

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
若者サポートステーション With You 南紀との連携	<p>子ども・若者育成支援推進法第 13 条の「子ども・若者総合相談センター」として開設された相談センターとして、15 歳～39 歳までの若者が抱える様々な悩みや問題に、多様な機関と連携しながら対応しています。働くことに不安のある若者の就労的自立を支援する施設も併設し、一体的に支援を展開しています。引き続き、連携強化を推進し、内容の充実に努めます。</p>	福祉課
教育奨学金貸付事業	<p>高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学に進学、在学し、奨学金の貸与を希望する方を対象に、貸付事業を行っています。 進学希望者が経済的困難により進学を断念することがないように、引き続き、制度の運用に努めます。</p>	教育委員会

## 基本施策2 結婚・新生活支援

学校生活から就職段階への移行時等、それぞれの希望に応じ、ライフステージに合わせた健康管理の重要性の普及啓発に努めます。また、家族を持ち、子どもを生き育てることや、不安なく生活を始めることができるよう、結婚に対する意識向上を図る事業や新婚世代への経済的支援を行います。

### ■取組

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
若い世代の健康管理や性についての啓発	妊娠の希望の有無にかかわらず、ライフステージやライフプランに応じた健康づくりの大切さを啓発（プレコンセプションケア）し、若い世代のがん検診や各種健診の受診率向上を図ります。	福祉課
一般不妊治療費助成事業	一般不妊治療（体外受精及び顕微授精以外の不妊治療及び検査、不育症に対する検査及び治療）に要した費用を1年度に3万円を上限として、連続する2年度まで助成します。 子どもを持ちたいという方が、経済的負担を感じず治療に臨めるよう、引き続き制度の運用に努めます。	福祉課

### 3 子育て世帯への支援の充実

#### 基本施策1 地域における子育て支援サービスの充実

誰一人取り残さず、抱える不安を取り除くため、妊産婦、子育て世帯への妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制を充実させるとともに、親子の遊びや子育て家庭同士の交流の場を提供し、子育てに関する情報提供や助言等の支援の充実を図ります。また、多様な保育ニーズに対応するため、子育て世帯の身近な地域において、一時預かりや病児保育等を着実に実施します。

#### ■取組

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	町内に会員組織がないため、田辺市のNPO法人と事業契約を結び、本町の方もファミリー・サポート・センター事業を利用することができるようになっています。 子育て世帯への周知のため、広報かみとんだでの周知や、ファミリー・サポート・センターから配布されたポスター及びチラシについて、町内各施設に協力依頼を行います。	福祉課
ショートステイ・トワイライトステイ事業（子育て短期支援事業）	保護者が家庭において児童を養育することが困難な場合に、施設等において必要な養育・保育を行います。県内の施設等との委託契約により実施しています。利用が必要な方は問題なく受入れできていますが、利用実績は想定より少なく、潜在的な需要があると考えられるので、引き続き事業内容等について町民をはじめ、関係組織や団体等での周知に努めます。近隣市町で家庭養護を行っているファミリーホームや里親への委託により事業の利用促進につながるか検討します。	福祉課
一時預かり事業	生後6か月以上の未就学児童を対象とし、保護者の病気や用事ができたとき等に利用することができます。月～金曜日で、はるかぜ保育所で実施しており、事前登録が必要です。 事業内容等について町民をはじめ、関係組織や団体等へさらなる周知に努めるとともに、引き続き利用の促進に努めます。	福祉課
病児保育事業	安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図るため、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由のため、家庭において保育を受けることが困難となった小学校就学児童が疾病の際、病院等において病児保育を行うものです。現在、病児・病後保育事業については、田辺市のクリニックにて対応しています。	福祉課

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
<p>地域子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)</p>	<p>はるかぜ保育所とくまの森こども園では地域子育て支援センターを実施しています。  地域子育て支援センターは、子育ての専門機関である保育所等を地域に開放して地域で子育てしていこうという趣旨から、育児相談や子育ての情報提供、親子の交流の場としています。また各地域で取り組んでいる開放保育は、乳幼児を持つ子育て中の親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合える場となっています。  事業内容等について町民をはじめ、関係組織や団体等へのさらなる周知に努めるとともに、引き続き利用の促進に努めます。</p>	<p>福祉課</p>

## 基本施策2 子育てを支援する生活環境の整備

子ども達や子育て家庭が、社会や地域で孤立することなく、様々な交流や遊びの場に参加できるよう、地域全体で子育てを見守り、支える意識の醸成と安心して生活できる環境の整備に取り組みます。

### ■取組

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
安心して子どもを育てることができる地域づくり	<p>多職種の専門家等が委員である母子保健連絡協議会や、地域で母子保健活動をしている母子保健推進員による会議において、子育てや母子保健の現状と取組等について話し合う機会を持っています。引き続き、各委員と連携し、安心して子どもを育てることができる地域づくりを進めます。</p>	福祉課
利用者支援事業	<p>就学前児童及び就学児童とその保護者に対して、必要とする適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう努めるとともに、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく支援していきます。また、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。</p> <p>令和6年度から「上富田子どもみらい家庭センター」を開設し、総合的な相談機関として運用を開始しており、利用者の支援に努めます。</p>	福祉課

# 第5章 子ども・子育て支援事業の展開

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「教育・保育提供区域」を設定し、その区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

区域の設定については各自治体の裁量に任されており、本町では各地域のこどもの数や地理的、社会的条件等を踏まえ、全地域を一体として「教育・保育提供区域」とします。

なお、本町の教育・保育施設は、町立保育所が1施設、私立認定こども園(公私連携)が1施設、私立幼稚園が1施設、地域型保育所が1施設、企業主導型保育所が1施設の計5施設となっています。また、地域子育て支援事業を行う子育て支援センターを町立保育所、私立認定こども園に1か所ずつ設置しています。

## 2 教育・保育事業の量の見込み・確保方策

量の見込みの設定にあたっては、過去5年間(令和2年～令和6年)の人口動向及び事業実績をもとに推計を行いました。

### ■教育・保育給付認定の区分

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の子ども
対象条件	2、3号認定の子ども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用可能な施設	幼稚園	保育所(園)・地域型保育事業 ※地域型保育事業は3号認定のみ	
	認定こども園		
利用できる時間	教育標準時間(1日4時間まで)	保育標準時間(1日11時間まで)	
		保育短時間(1日8時間まで) ※保育標準時間と保育短時間は就労時間等の保育の必要量によって決定	

## 提供量の見込み及び確保方策

量の見込みにおいては必要量を確保できる推計となっていますが、近年は低年齢児(0歳～2歳)の保育需要が増加しています。今後も申し込みの増加が予想されることから、町内の認可保育施設や認可外保育施設(企業主導型)と連携し、町立保育所との調整も図りながら、受入れ児童の増加を検討していきます。

### (1) 1号認定(3～5歳、教育のみ)

#### ■提供量の見込み及び確保方策

単位(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		85	86	86	87	86
②確保方策	特定教育・保育施設	105	105	105	105	105
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
③過不足(①-②)		△20	△19	△19	△18	△19

### (2) 2号認定(3～5歳、保育の必要性あり)

#### ■提供量の見込み及び確保方策

単位(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		248	280	284	291	294
②確保方策	特定教育・保育施設	300	300	300	300	300
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
③過不足(①-②)		△52	△20	△16	△9	△6

### (3) 3号認定(0～2歳、保育の必要性あり)

#### ■提供量の見込み及び確保方策(0歳)

[0歳] 単位(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		16	24	24	24	24
②確保方策	特定教育・保育施設	10	15	18	18	18
	地域型保育事業	0	6	6	6	6
③過不足(①-②)		6	3	0	0	0

■提供量の見込み及び確保方策（1歳）

[1歳] 単位（人）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		55	57	60	60	60
②確保方策	特定教育・保育施設	39	54	54	54	54
	地域型保育事業	13	6	6	6	6
③過不足（①－②）		3	△3	0	0	0

■提供量の見込み及び確保方策（2歳）

[2歳] 単位（人）		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		70	78	75	78	78
②確保方策	特定教育・保育施設	66	66	66	66	66
	地域型保育事業	11	12	12	12	12
③過不足（①－②）		△7	0	△3	0	0

（4）乳児等通園新事業（こども誰でも通園制度）

こども誰でも通園制度については、令和8年度より新たに開始する事業で、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに応じた形での支援を強化することを目的とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。また、町内の幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。上富田町では、町立保育所を実施主体として行われます。

■提供量の見込み及び確保方策

（単位：人）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	①量の見込み （必要定員数、延べ人日）	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1
	乖離（②－①）	0	0	0	0	0
1歳児	①量の見込み （必要定員数、延べ人日）	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1
	乖離（②－①）	0	0	0	0	0
2歳児	①量の見込み （必要定員数、延べ人日）	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1
	乖離（②－①）	0	0	0	0	0

※利用想定人数×月一定時間（国のガイドラインに基づき、10時間と仮定）にて算出

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策

量の見込みの設定にあたっては、過去5年間(令和2年～令和6年)の人口動向及び事業実績をもとに推計を行い、確保の内容を踏まえ、調整を行いました。

また、令和5年の児童福祉法の改正により家庭支援事業として6事業が充実・追加されたため、本町においても関係機関の協力を得ながら計画的に実施します。

#### (1) 利用者支援事業

就学前児童及び就学児童とその保護者に対して、必要とする適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう努めるとともに、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく支援していきます。また、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。

##### ■提供量の見込み及び確保方策

(単位：か所)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（実施か所数）	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
③過不足（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策の内容	今後も相談に応じて、適切に関係機関との連絡調整を実施していきます。				

#### (2) 地域子育て支援拠点事業

就学前児童とその保護者を対象に、子育て支援室において、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行います。

はるかぜ保育所及びくまの森こども園内で、親子の遊び場、相談の場として事業を実施します。

##### ■提供量の見込み及び確保方策

(単位：人回)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ利用者数）	2,129	2,124	2,077	2,077	2,077
②確保方策	2,129	2,124	2,077	2,077	2,077
③過不足（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策の内容	子育て支援センターとしては、引き続きはるかぜ保育所及びくまの森こども園で支援を実施していきます。				

### (3) 妊婦健康診査事業

妊婦に対して、妊娠届時に、医療機関委託妊婦健康診査受診票を交付し、14回の健康診査の費用の一部を助成します。

妊婦健診の受信状況等を踏まえながら、適切な受診を促進します。

#### ■提供量の見込み及び確保方策

(単位：件)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ受診件数）	1,568	1,568	1,568	1,568	1,568
②確保方策	1,568	1,568	1,568	1,568	1,568
③過不足（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策の内容	保健師等により受診を促進していきます。				

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師又は助産師が訪問し、育児等の様々な相談に応じ、子育てに関する情報提供を行います。

全ての乳児家庭を訪問することで、育児等に関する相談や情報提供、調査等を行っていきます。

#### ■提供量の見込み及び確保方策

(単位：件)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（訪問件数）	112	112	112	112	112
②確保方策	112	112	112	112	112
③過不足（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策の内容	助産師等による訪問等により実施していきます。				

### (5) 養育支援訪問事業

子育てについて不安や孤立感等を抱えている家庭や虐待の恐れのある家庭等、養育支援が必要な家庭に保健師や助産師が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

#### ■提供量の見込み及び確保方策

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（対象児童数）	27	27	27	27	27
②確保方策	27	27	27	27	27
③過不足（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策の内容	助産師、保健師による定期的な訪問を実施し支援を行っていきます。				

## (6) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者が疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由によりこどもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設等保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。緊急時の対応等も含め、事業内容について周知を図り、必要な場合に適切な対応に努めます。

### ■提供量の見込み及び確保方策

(単位：延べ人数)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（ショートステイ）	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
③過不足（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策の内容	県内3か所の施設との委託契約により実施していきます。				

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

小学校6年生以下のこどもを対象に、送迎や預かり等の支援を受けることを希望する親（依頼会員）と、支援を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動の連絡・調整を行います。

現在、町内に会員組織はありませんが、田辺市のNPO法人と協定を結びファミリー・サポート・センターを利用できるようになっています。

### ■提供量の見込み及び確保方策

(単位：人日/年間)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ利用者数）	152	153	151	151	151
確保方策	提供会員数	38	38	38	38
	②確保方策（提供日数）	152	153	151	151
③過不足（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策の内容	今後も広域的に連携し、事業を実施していきます。				

## (8) 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において、教育・保育施設等での一時的な預かりを行います。

### ① 幼稚園型（在園児が対象）

幼稚園・認定こども園で、教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中等に、在園児を対象に保育を実施する事業です（従来の幼稚園における「預かり保育」に該当する事業）。

#### ■ 提供量の見込み及び確保方策

（単位：人日／年）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	1号認定（延べ利用者数）	178	181	180	181	180
	2号認定【定期的な利用】	15,237	15,513	15,395	15,553	15,474
② 確保方策		15,415	15,694	15,575	15,734	15,654
③ 過不足（①－②）		0	0	0	0	0
確保方策の内容		保護者からの必要に応じて事業を実施していきます。				

### ② 一般型（在宅のこどもが対象）

家庭において、一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児に対して、主として昼間において、保育所等で一時的な預かり保育を行います。

#### ■ 提供量の見込み及び確保方策

（単位：人日／年）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み（延べ利用者数）		4,292	4,326	4,263	4,286	4,275
② 確保方策		4,292	4,326	4,263	4,286	4,275
③ 過不足（①－②）		0	0	0	0	0
確保方策の内容		保護者からの必要に応じて事業を実施していきます。				

## (9) 延長保育事業

保育所を利用している就学前児童を対象に、保護者の就労時間の延長等により通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

### ■提供量の見込み及び確保方策

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ利用者数）	209	211	208	209	208
②確保方策	209	211	208	209	208
③過不足（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策の内容	保護者からの必要に応じて事業を実施していきます。				

## (10) 病児保育事業

こどもが急な発熱等の病気になった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育等を行います。

### ■提供量の見込み及び確保方策

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ利用者数）	209	211	208	209	208
②確保方策	209	211	208	209	208
③過不足（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策の内容	今後も広域的に連携し、事業を実施していきます。				

## (11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

親が共働きである世帯等、留守が多い世帯の小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

### ■提供量の見込み及び確保方策

(単位：人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（利用者数）	1年生	77	80	80	80	80
	2年生	59	60	60	60	60
	3年生	52	55	55	55	55
	4年生	31	30	30	30	30
	5年生	16	15	15	15	15
	6年生	2	0	0	0	0
	計	237	240	240	240	240
②確保方策		210	210	210	210	210
③過不足（①－②）		27	30	30	30	30
確保方策の内容		近年は需要が増加しており、現状の学童保育所の提供量では確保が困難な状況となっています。今後も申し込みの増加が予想されることから、学童保育所の運営法人とも連携し、確保方策を検討していきます。				

## (12) 副食費の実費徴収に係る補足給付事業

子ども・子育て支援施設に対して保護者が支払うべき副食費の助成を行う事業です。

本町が現在実施しているのは、特定子ども・子育て支援施設の副食費分ですが、今後も継続して実施していきます。

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育事業を提供する民間事業者の参入促進、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本町では、この事業は未実施ですが、今後の必要に応じて実施を検討します。

## (14) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

### ■提供量の見込み及び確保方策

(単位：人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ利用者数）	27	27	27	23	23
②確保方策	27	27	27	23	23
③過不足（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策の内容	今後も対象者の家庭を訪問し、適切に支援していきます。				

## (15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障となる健全な育成を図る事業です。

### ■提供量の見込み及び確保方策

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ利用者数）	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
③過不足（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策の内容	町としては実施していませんが、民間団体が町内でこども食堂等を実施しています。今後も必要に応じて協力し、連携していきます。				

## (16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどその他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

### ■提供量の見込み及び確保方策

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ利用者数）	13	13	13	13	13
②確保方策	13	13	13	13	13
③過不足（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策の内容	保護者からの必要に応じて事業を実施していきます。				

## (17) 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

### ■提供量の見込み及び確保方策

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ利用者数）	336	336	336	336	336
妊娠届出数	112	112	112	112	112
1組当たり面接回数	3	3	3	3	3
面談実施合計回数	336	336	336	336	336
②確保方策	336	336	336	336	336
③過不足（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策の内容	必要に応じて事業を実施していきます。				

## (18) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。助産師等の専門スタッフが、宿泊もしくは日帰りで、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。

### ■提供量の見込み及び確保方策

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ利用者数）	233	233	233	233	233
②確保方策	233	233	233	233	233
③過不足（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策の内容	必要に応じて事業を実施していきます。				

## 第6章 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取組が必要とされ、そのためにも、本計画を町民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取組の改善や充実に反映させていくことが重要です。

### 1 推進体制

#### (1) 家庭や関係機関等との連携

子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関の連携・協働が必要です。そのため、家庭をはじめ、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中・高等学校、その他関係団体・機関との連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整に取り組んでいきます。

また、家庭や地域、教育・保育関係機関、行政のそれぞれが、子育て支援や子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子ども・子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

#### (2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する町民の多様なニーズに対応するため、保育士や教諭等の資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方等地域の様々な子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

#### (3) 町民・企業等の参加、参画の推進

社会全体で子ども・子育て家庭を支援するためには、町民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。そのため、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型のサービスの拡充等、地域による取組を支援し、子どもの成長や子育てしやすい環境づくりに向け、町民及び企業等の参加・参画を推進します。

## 2 計画の進捗状況の管理・評価

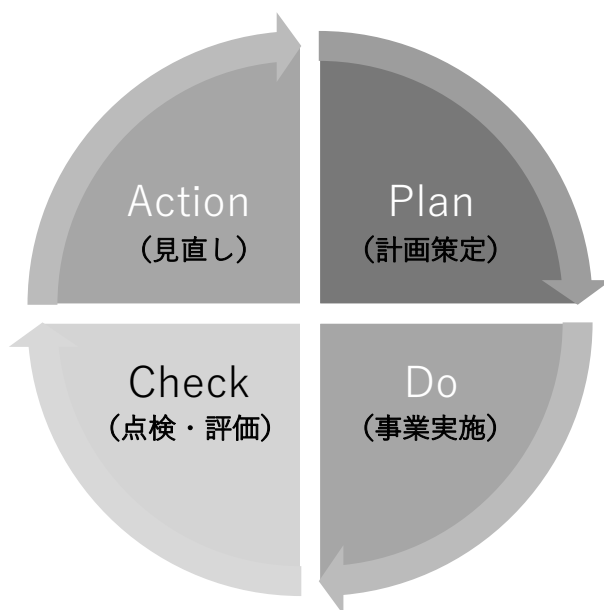
計画の実現に向け、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう管理するとともに、子ども・子育て支援事業においては需要と供給のバランスがとれているかを把握し、町が設置する子ども・子育て会議において、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価していきます。

事業の進捗状況の管理・評価にあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

また、子ども・子育て支援事業における「量の見込み」や「確保策」等に大きな開きが見受けられる場合には、令和 10 年度に本計画の中間評価・見直しを行います。ただし、計画の見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間(令和 12 年度)までとします。

さらに、令和 13 年度以降の次期子ども計画の策定にあたって、令和 11 年度末(あるいは令和 12 年度)に町民へのアンケート調査を行い、目標値の達成状況を確認します。

### ■PDCA サイクル



# 資料編

## 1 上富田町子ども・子育て会議条例

平成25年9月19日  
条例第13号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。次条第2項において「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、上富田町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

(会議の運営)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月18日条例第43号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月14日条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 2 上富田町子ども・子育て会議 委員名簿

No.	氏名	所属等	備考
1	岩本 倫子	上富田町教育委員会	
2	大石 拓広	上富田町PTA連合会 会長	
3	奥村 貴充	岩田幼稚園 園長	
4	川根 紀美代	くまの森こども園 園長	
5	川端 里佳	上富田町立保育所 所長	
6	塩地 祐哉	はるかぜ保育所保護者会 会長	
7	小竹 健市	岩田幼稚園保護者会 会長	
8	野田 円香	あすなろ学童保育所 所長	
9	濱田 航	くまの森こども園保護者会 会長	
10	深見 昌子	上富田町主任児童委員	
11	深見 良美	上富田町母子保健推進員 会長	
12	柳瀬 将希	和歌山県福祉事業団	
13	山本 敏章	上富田町副町長	
14	山本 普礼	なごみ学童保育所 所長	

(氏名の五十音順、敬称略)

■事務局

所 属	職 名	氏 名
福祉課	課長	木村 陽子
	副課長	平岩 晃
	副課長	出羽 正典
	保健センター班 班長	中道 綾乃
	子育て支援班 班長	瀬戸 宏典
	子育て支援班 主査	嵯峨 優季
教育委員会	事務局 副局長	吉田 忠弘

### 3 策定経過

年月日	内容	備考
令和7年7月23日	令和7年度 第1回子ども・子育て会議	(1) 上富田町子ども計画の策定について (2) 子どもの権利に関する条例について (3) その他
令和7年8月25日～ 9月7日	アンケート調査の実施	・子ども・若者施策に関する調査
令和7年8月25日～ 9月10日	アンケート調査の実施	・子ども・若者の生活や意識に関する調査
令和7年12月8日	令和7年度 第2回子ども・子育て会議	(1) 上富田町子ども計画アンケート 調査結果の報告について (2) 上富田町子ども計画素案について (3) 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度） について (4) その他
令和8年1月8日～ 1月30日	パブリックコメント 実施	意見 0件
令和8年3月4日	令和7年度 第3回子ども・子育て会議	(1) 上富田町子ども計画最終案について（承認） (2) その他

上富田町こども計画  
令和8～12年度

発行 令和8年3月

編集 上富田町福祉課子育て支援班

〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763 番地  
電話：0739-34-2373 FAX：(0739) 47-4005

上富田町こども計画

令和8年3月 上富田町